



ISSN 2187-5472

平成 27 年度  
社会 保障 費用 統計

Financial Statistics of Social Security in Japan  
2015



平成 29 年 8 月

国立社会 保障 ・ 人口 問題 研究所



## 序 文

本「社会保障費用統計」は、平成 27 年度の年金や医療保険、介護保険、雇用保険、生活保護、子育て支援など社会保障制度に関する 1 年間の支出を集計し、取りまとめたものです。本統計は、平成 24 年 7 月に総務大臣告示に基づき、統計法上の基幹統計に指定されました。

社会保障費用統計は、我が国の社会保障全体の規模や、政策分野ごとの構成を明らかにするものです。社会保障政策や財政等を検討する上での基礎資料として、また、社会保障費用の諸外国との国際比較を行う重要な指標として、広くご活用いただければ幸いです。

本統計が基幹統計として、今後とも国民の期待に添う役割を果たしていけるよう、当研究所としても鋭意努力してまいります。

本統計を取りまとめるに当たり、ご協力いただいた関係各位に深く感謝する次第です。

平成 29 (2017) 年 8 月

国立社会保障・人口問題研究所  
所長 遠藤 久夫



## 目 次

### 序 文

社会保障費用統計について .....	1
--------------------	---

### I 2015 年度社会保障費用の概要 .....

#### 1. 社会保障費用の総額 .....

##### (1) 社会支出

##### (2) 社会保障給付費

表 1 社会保障費用の総額

表 2 社会保障費用の対国内総生産比および対国民所得比

表 3 1 人 (1 世帯) 当たり社会保障費用

#### 2. 社会支出と国際比較 .....

##### (1) 政策分野別社会支出

表 4 政策分野別社会支出

表 5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

図 1 我が国の政策分野別社会支出の推移

##### (2) 社会支出の国際比較

図 2 政策分野別社会支出の国際比較 (2013 年度)

表 6 社会支出の国際比較 (2013 年度)

図 3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2013 年度)

#### 3. 社会保障給付費とその財源 .....

##### (1) 部門別社会保障給付費

表 7 部門別社会保障給付費

表 8 部門別社会保障給付費の対国内総生産比 (対国民所得比)

図 4 部門別社会保障給付費の推移

##### (2) 機能別社会保障給付費

表 9 機能別社会保障給付費

表 10 機能別社会保障給付費の対国内総生産比 (対国民所得比)

図 5 機能別社会保障給付費の推移

##### (3) 社会保障財源

表 11 項目別社会保障財源

図 6 ILO 基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図  
(2015 年度)

### II 集計表

集計表 1 2015 年度社会支出集計表 .....	19
----------------------------	----

集計表 2 2015 年度社会保障給付費収支表 .....	20
-------------------------------	----

### III 時系列表

第1表	政策分野別社会支出の推移（1980～2015年度）	31
第2表	政策分野別社会支出の推移（対国内総生産比） （1980～2015年度）	32
第3表	社会支出・国内総生産の対前年度伸び率の推移 （1981～2015年度）	33
第4表	1人当たり社会支出と1人当たり国内総生産の推移 （1980～2015年度）	34
第5表	政策分野別社会支出の国際比較（2010～2015年度）	35
第6表	政策分野別社会支出の国際比較（構成割合） （2010～2015年度）	36
第7表	政策分野別社会支出の国際比較（対国内総生産比） （2010～2015年度）	37
第8表	社会保障給付費の部門別推移（1950～2015年度）	38
第9表	社会保障給付費の部門別推移（対国内総生産比） （1951～2015年度）	39
第10表	社会保障給付費の部門別推移（対国民所得比） （1951～2015年度）	40
第11表	社会保障給付費・国内総生産・国民所得の 対前年度伸び率の推移（1951～2015年度）	41
第12表	1人当たり社会保障給付費と1人当たり国内総生産および 1人当たり国民所得の推移（1951～2015年度）	42
第13表	機能別社会保障給付費の推移（1994～2015年度）	43
第14表	社会保障財源の項目別推移（1951～2015年度）	44

### IV 巻末参考資料

1. 主な用語の解説	49
2. 作成方法	
2-1 基幹統計を作成するために用いる情報	53
2-2 社会支出に含まれる社会保障制度	57
2-3 部門別社会保障給付費に含まれる社会保障制度	66
2-4 機能別社会保障給付費に含まれる社会保障制度	68
3. 国民経済計算（SNA）との関係性等について	70
4. ホームページ掲載表目次	78

表章記号は次のとおりである

計数のない場合	—
比率が微少（0.05未満）の場合	0.0
推計数が表章単位の1/2未満の場合	0
減少数（率）の場合	△

## 社会保障費用統計について

ILO 基準の社会保障給付費と OECD 基準の社会支出は、ともに国際機関が定める費用統計であり、本統計ではこれらを総称して社会保障費用統計と呼んでいる。以下では集計開始時期が早い ILO から説明する。

### 1. ILO 基準社会保障給付費

我が国は、1957 年国際連合に加盟して以降、ILO（国際労働機関）の調査に協力し、政府機関（当初は旧労働省、のちに旧厚生省そして現在は国立社会保障・人口問題研究所）において、ILO 基準に則した社会保障費用のとりまとめを行っている。

ILO は、1949 年以来社会保障費用について調査を実施してきており、その調査結果は刊行物として公表されてきた。調査では、社会保障の最低基準に関する ILO 条約 No.102(1952 年)、ILO 勧告 No.67（1944 年）および No.69（1944 年）の枠組みに基づいて、社会保障の収入と支出が集められた。

その後社会保障の概念は、社会経済情勢の変化に伴って、抛出や雇用の実態に関わらず、すべての国民に対する一般的な援助を提供する社会保護の枠組みを含むまで拡張された。そこで ILO は、1997 年に実施された第 19 次調査より、9 つのリスク・ニーズをカバーする制度の収支を集計する枠組みへと移行し、以下 3 つの基準を満たすものを社会保障制度と定義した。

- ①制度の目的が、次のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。  
(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業  
(8)住宅 (9)生活保護その他
- ②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。
- ③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理されていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、第 19 次調査基準による集計を 2000 年度から開始しているが、過去のデータとの比較可能性を担保するため、それ以前の第 18 次調査基準による集計も引き続き公表している。

ILO は、SSI(社会保障調査)データベースの構築にあたり、従来の各国政府に ILO 基準に則した集計データを登録してもらおうという方法から、事務局が各国や国際機関が公表しているデータを再利用してデータベースに入力するという方法に変更した。

したがって、ILO 基準による統一された集計は継承されていない。一方、新方法の採用により、国連に加盟する発展途上国を含む多くの国々のデータを収集することができるようになった。

The ILO Social Security Inquiry database

[http://www.ilo.org/dyn/ilossi/ssimain.home?p\\_lang=en%20%5baccessed%205%20May%202014%5d](http://www.ilo.org/dyn/ilossi/ssimain.home?p_lang=en%20%5baccessed%205%20May%202014%5d)

ILO 基準による「社会保障給付費」は、政策立案に資する基礎資料をはじめとして、幅広い分野で利用されてきた。個人に帰着する給付やその財源の全体を把握することは、今後一層その重要性を増すと考えられるため、本統計でも引き続き集計を行うが、諸外国のデータについては必ずしも定期的に更新されている状況にはない。

そのため、本統計が 2012 年 7 月に、統計法上の基幹統計に指定されたことを契機に、諸外国のデータが定期的に公表されている OECD（経済協力開発機構）の基準に基づく「社会支出」の集計を充実させることを通じて、社会保障費用統計としてその国際比較性を向上させることとした。

## 2. OECD 基準社会支出

OECD（経済協力開発機構）は、1996年より社会支出統計の公表を開始した。OECDの基準に基づく「社会支出」は、その範囲を「人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給」としている。ただし、集計する範囲は、制度による支出のみを社会支出と定義し、人々の直接の財・サービスの購入や、個人単位の契約や移転は含まない。

制度を含むかどうかの判断は「社会的」かどうかによる。「社会的」という意味は、まず、その給付がひとつまたは複数の社会的目的をもっており、制度が個人間の所得再分配に参与しているか、またはその制度への関与が公的な強制力をもって行われているかによって判断される。

社会支出では、社会的目的を次の9つの政策分野に分けている。

- (1)高齢 (2)遺族 (3)障害、業務災害、傷病 (4)保健 (5)家族
- (6)積極的労働市場政策 (7)失業 (8)住宅 (9)他の政策分野

社会支出には、現金給付（例えば、年金、産休中の所得保障、生活保護など）、サービス（現物）給付（例えば、保育、高齢者や障害者の介護など）を含む。

OECD 基準の「社会支出」は、ILO の基準の「社会保障給付費」に比べて、その範囲が広く、施設整備費など直接個人には移転されない費用も計上されるという違いがある。また、9つの政策分野別に、諸外国のデータが定期的に更新され、比較的新しい年次まで公表されている。社会保障費用を諸外国と比較するという観点から、重要な指標となるものである。続く本編では、OECD 社会支出における「公的支出」と私的部門により運営されるが法令により定められた「義務的私的支出」に係る集計結果を公表している。

なお、本統計に掲載した諸外国の社会支出データは、OECD Social Expenditure Database (<http://www.oecd.org/els/social/expenditure>) による。

最後に、前述した通り、本統計は2012年7月に統計法上の基幹統計として指定されたことを契機として、UN（国際連合）の基準に基づくSNA（国民経済計算）との関係性についても、社会保障費用統計との比較という観点から、必要な解説を加えることとした。さらに、幅広いユーザーの利用に資するため、本統計における集計内容を把握する上で重要となるILO、OECD 基準の主な用語について、簡潔な解説を付することとした（いずれについても、詳細は「巻末参考資料」参照）。



## I 2015年度社会保障費用の概要

概要では、まず1で、社会保障費用（社会支出、社会保障給付費）の総額を示す。次に2で、国際比較可能な形でOECD基準に基づく社会支出を示す。社会支出では、給付に加えて施設整備費などの個人に帰着しない支出も含む。最後の3では、ILO基準に基づく社会保障給付費すなわち個人に帰着する給付とその財源を示す。



## 1. 社会保障費用の総額

### (1) 社会支出

- ・ 2015年度の社会支出の総額は119兆2,254億円である。
- ・ 2015年度の社会支出の対前年度伸び率は2.3%であり、対国内総生産比は22.40%である。
- ・ 国民1人当たりの社会支出は93万8,100円であり、1世帯当たりでは233万2,300円である。

### (2) 社会保障給付費

- ・ 2015年度の社会保障給付費の総額は114兆8,596億円である。
- ・ 2015年度の社会保障給付費の対前年度伸び率は2.4%であり、対国内総生産比は21.58%である。
- ・ 国民1人当たりの社会保障給付費は90万3,700円であり、1世帯当たりでは224万6,900円である。

表1 社会保障費用の総額

社会保障費用	2014年度	2015年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
社会支出	1,165,175	1,192,254	27,079	2.3
社会保障給付費	1,121,672	1,148,596	26,924	2.4

(注) 社会支出には、社会保障給付費に加えて、施設整備費等の個人に帰着しない支出も集計範囲に含む。  
詳しくは57-65頁参照。

表2 社会保障費用の対国内総生産比および対国民所得比

社会保障費用	2014年度	2015年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
社会支出			
対国内総生産比	22.50	22.40	△ 0.10
対国民所得比	30.80	30.69	△ 0.11
社会保障給付費			
対国内総生産比	21.66	21.58	△ 0.08
対国民所得比	29.65	29.57	△ 0.08

(資料) 国内総生産および国民所得は、内閣府「平成27年度国民経済計算年報」による。

表3 1人(1世帯)当たり社会保障費用

社会保障費用	2014年度	2015年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	千円	千円	千円	%
社会支出				
1人当たり	915.8	938.1	22.3	2.4
1世帯当たり	2,278.5	2,332.3	53.7	2.4
社会保障給付費				
1人当たり	881.6	903.7	22.2	2.5
1世帯当たり	2,193.5	2,246.9	53.4	2.4

(注) 1世帯当たり社会支出=平均世帯人員×1人当たり社会支出によって算出した。1世帯当たり社会保障給付費も同様の方法による。

(資料) 人口は、総務省統計局「人口推計—平成27年10月1日現在」、  
平均世帯人員数は、厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」による。

## 2. 社会支出と国際比較

### (1) 政策分野別社会支出

2015年度の社会支出を政策分野別にみると、「高齢」が最も多く（46.4%）、次いで「保健」（34.5%）、「家族」（5.8%）、「遺族」（5.6%）、「障害、業務災害、傷病」（4.4%）、「他の政策分野」（1.3%）、「失業」（0.8%）、「積極的労働市場政策」（0.6%）、「住宅」（0.5%）の順となっている。

表4 政策分野別社会支出

社会支出	2014年度	2015年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
合 計	1,165,175 (100.0)	1,192,254 (100.0)	27,079	2.3
高 齢	545,738 (46.8)	553,549 (46.4)	7,811	1.4
遺 族	66,756 (5.7)	66,775 (5.6)	19	0.0
障害、業務災害、傷病	50,823 (4.4)	52,601 (4.4)	1,778	3.5
保 健	395,270 (33.9)	410,884 (34.5)	15,614	4.0
家 族	65,835 (5.7)	69,687 (5.8)	3,852	5.9
積極的労働市場政策	8,227 (0.7)	7,705 (0.6)	△ 522	△ 6.3
失 業	9,591 (0.8)	9,285 (0.8)	△ 306	△ 3.2
住 宅	5,929 (0.5)	6,172 (0.5)	244	4.1
他の政策分野	17,006 (1.5)	15,594 (1.3)	△ 1,412	△ 8.3

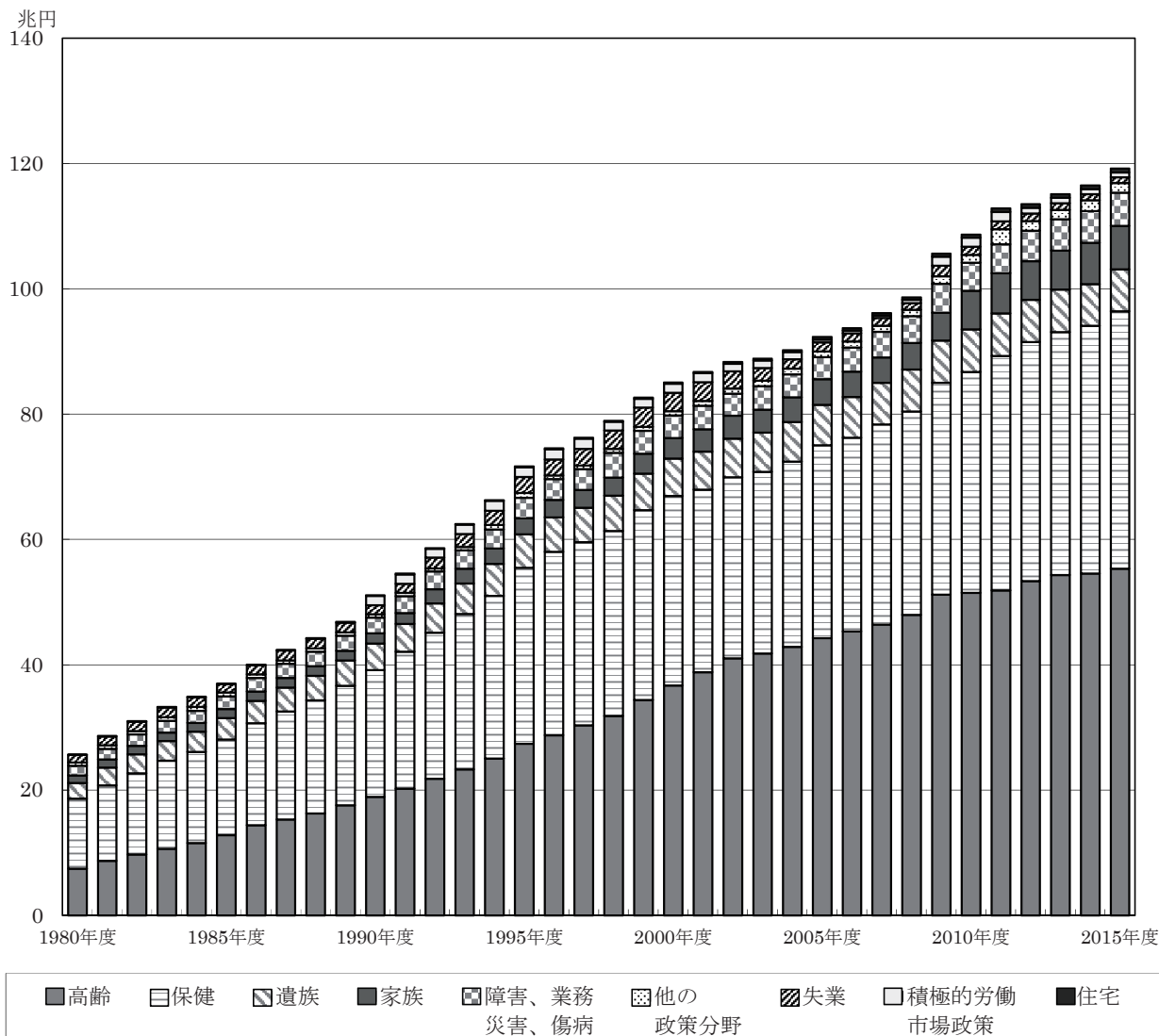
(注)

1. ( ) 内は構成割合である。
2. 政策分野別の項目説明は、57-65頁を参照。

表5 政策分野別社会支出の対国内総生産比

社会支出	2014年度	2015年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
合計	22.50	22.40	△ 0.10
高齢	10.54	10.40	△ 0.14
遺族	1.29	1.25	△ 0.03
障害、業務災害、傷病	0.98	0.99	0.01
保健	7.63	7.72	0.09
家族	1.27	1.31	0.04
積極的労働市場政策	0.16	0.14	△ 0.01
失業	0.19	0.17	△ 0.01
住宅	0.11	0.12	0.00
他の政策分野	0.33	0.29	△ 0.04

図1 我が国の政策分野別社会支出の推移



(出所)

31頁「第1表 政策分野別社会支出の推移」より作成。

(2) 社会支出の国際比較

諸外国の社会支出を対国内総生産比で見ると、2013年度時点でイギリスとおよそ同水準にあり、アメリカよりは大きい、スウェーデンやフランス・ドイツなど大陸ヨーロッパ諸国に比べると小さくなっている。

図2 政策分野別社会支出の国際比較 (2013年度)

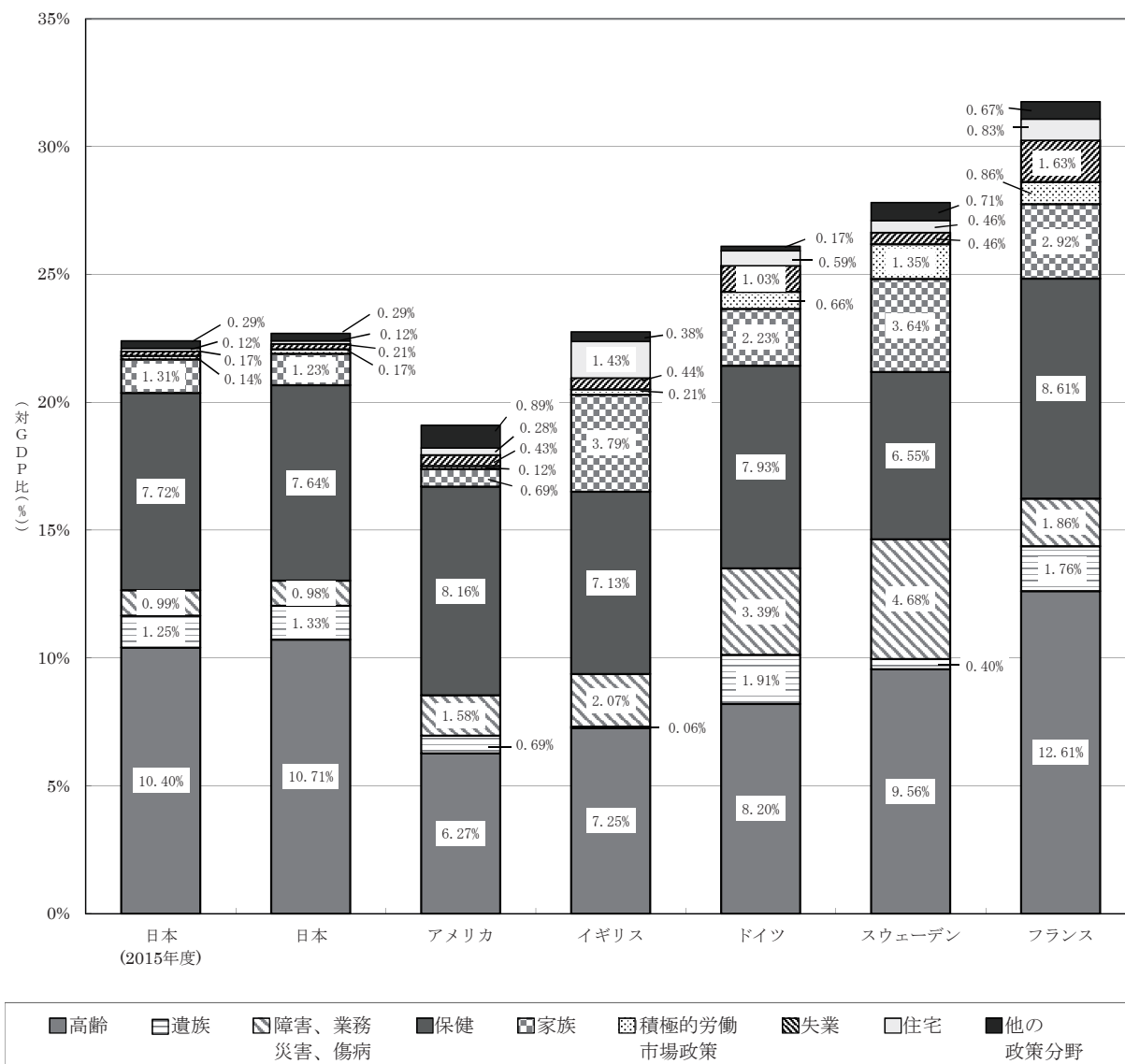


表6 社会支出の国際比較 (2013年度)

社会支出	日本 (2015年度)	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン	フランス
社会支出 対国内総生産比	22.40%	22.69%	19.10%	22.76%	26.11%	27.81%	31.75%
(参考) 対国民所得比	30.69%	30.79%	24.13%	31.43%	35.70%	43.55%	45.46%

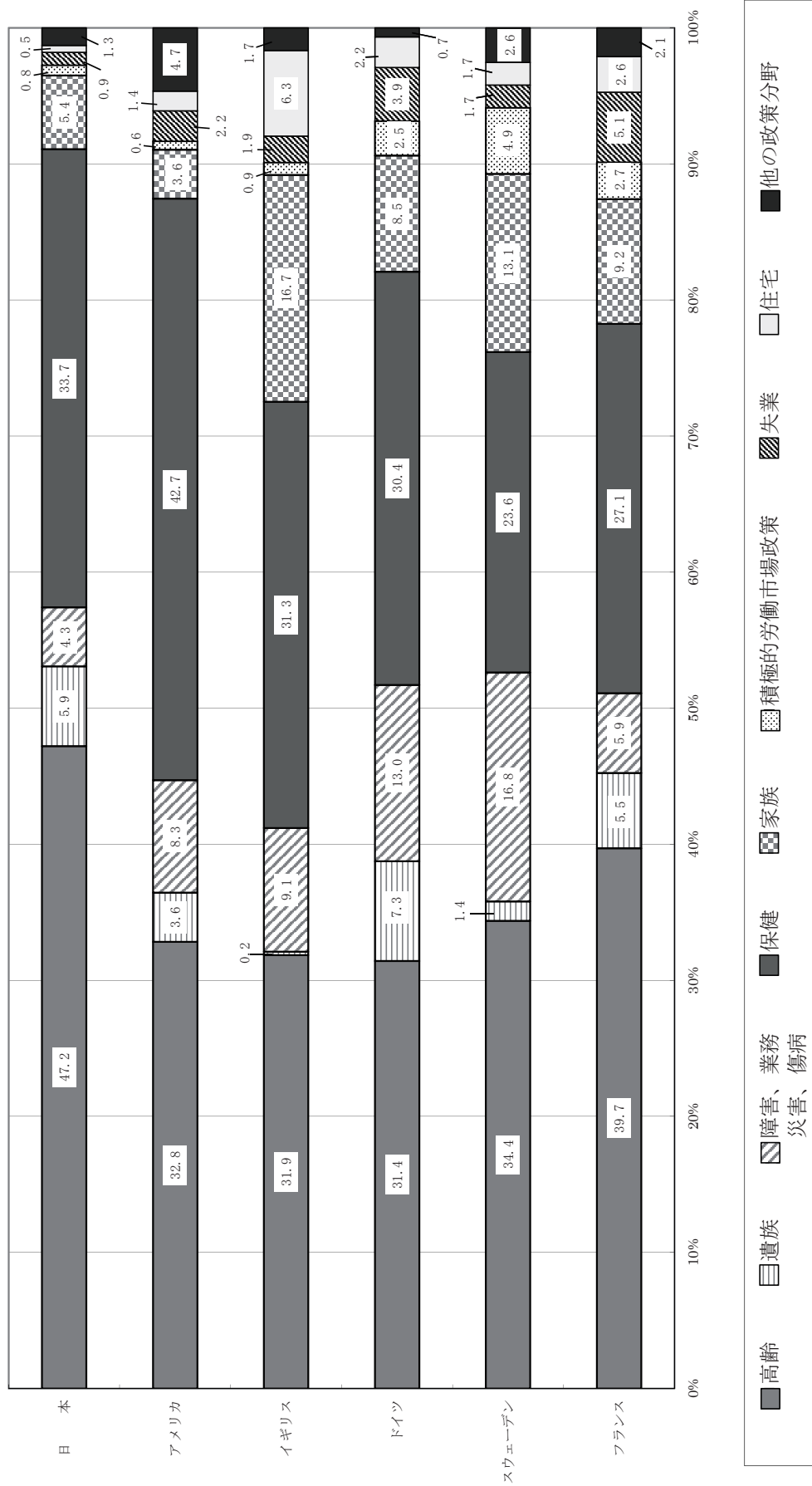
(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database による。

(<http://www.oecd.org/els/social/expenditure>)

国内総生産・国民所得については、日本は内閣府「平成27年度国民経済計算年報」、諸外国はOECD National Accounts 2016 による。

(出所) 上記資料より国立社会保障・人口問題研究所が作成。

図3 政策分野別社会支出の構成割合の国際比較 (2013年度)



### 3. 社会保障給付費とその財源

#### (1) 部門別社会保障給付費

2015年度の社会保障給付費を部門別にみると、「医療」が37兆7,107億円（32.8%）、「年金」が54兆9,465億円（47.8%）、「福祉その他」が22兆2,024億円（19.3%）である。

表7 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	2014年度	2015年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,121,672 (100.0)	1,148,596 (100.0)	26,924	2.4
医療	363,257 (32.4)	377,107 (32.8)	13,850	3.8
年金	543,427 (48.4)	549,465 (47.8)	6,038	1.1
福祉その他	214,988 (19.2)	222,024 (19.3)	7,036	3.3
介護対策(再掲)	91,896 (8.2)	94,049 (8.2)	2,153	2.3

(注)

1. ( ) 内は構成割合である。
2. 部門別の項目説明は、27頁、51頁を参照。

表8 部門別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

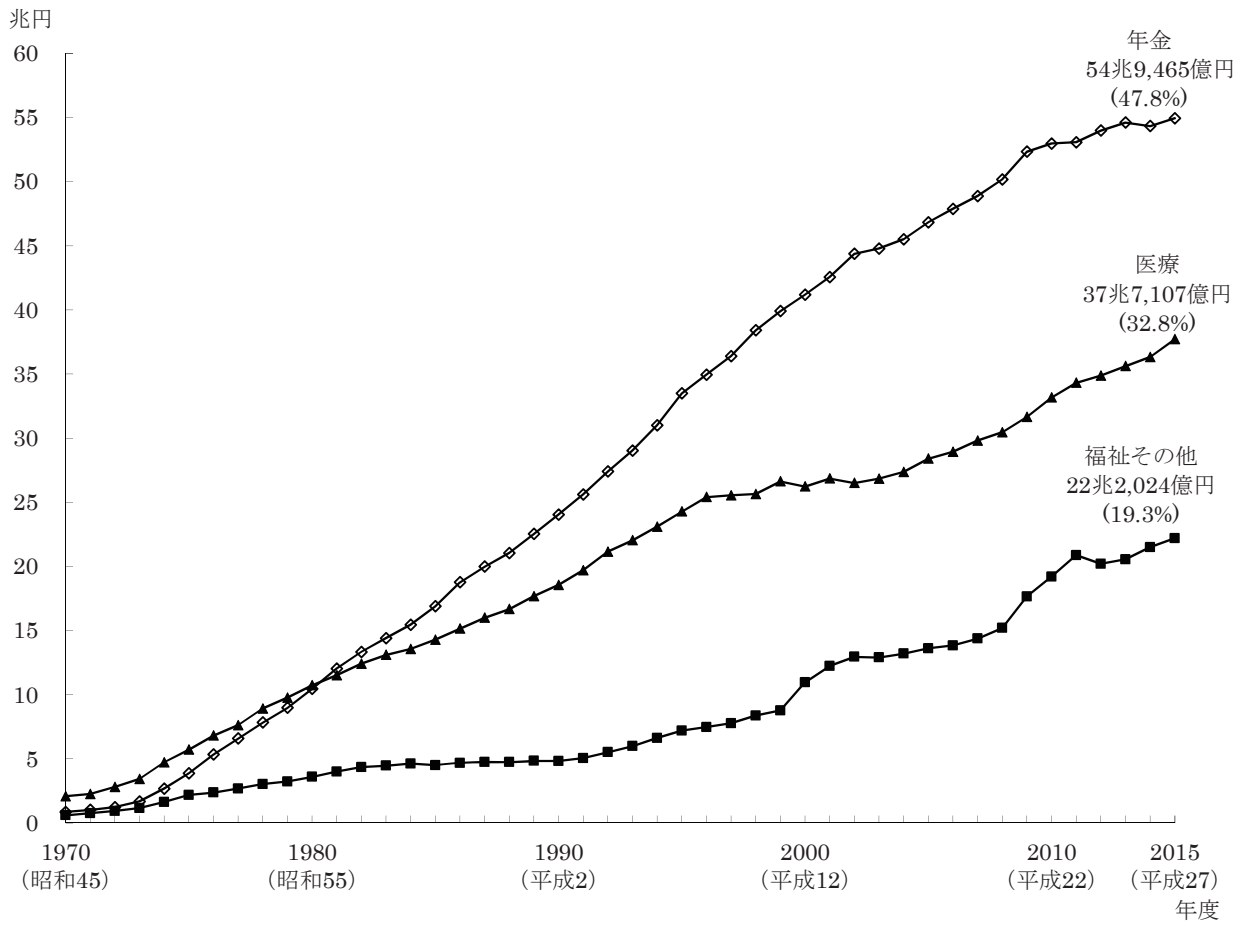
社会保障給付費	2014年度	2015年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	21.66 (29.65)	21.58 (29.57)	△ 0.08 (△ 0.08)
医療	7.01 (9.60)	7.09 (9.71)	0.07 (0.11)
年金	10.49 (14.36)	10.32 (14.14)	△ 0.17 (△ 0.22)
福祉その他	4.15 (5.68)	4.17 (5.72)	0.02 (0.04)
介護対策(再掲)	1.77 (2.43)	1.77 (2.42)	△ 0.01 (△ 0.01)

(注) ( ) 内は国民所得比である。

(資料) 国内総生産および国民所得は、内閣府「平成27年度国民経済計算年報」による。



図4 部門別社会保障給付費の推移



(出所)  
38頁「第8表 社会保障給付費の部門別推移」より作成。

(2) 機能別社会保障給付費

2015年度の社会保障給付費を機能別にみると「高齢」が全体の48.1%で最も大きく、ついで「保健医療」が31.4%であり、この2つの機能で79.5%を占めている。これ以外の機能では、「遺族」(5.8%)、「家族」(5.5%)、「障害」(3.7%)、「生活保護その他」(2.9%)、「失業」(1.3%)、「労働災害」(0.8%)、「住宅」(0.5%)の順となっている。

表9 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	2014年度	2015年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,121,672 (100.0)	1,148,596 (100.0)	26,924	2.4
高齢	544,471 (48.5)	552,350 (48.1)	7,878	1.4
遺族	66,682 (5.9)	66,699 (5.8)	17	0.0
障害	40,118 (3.6)	42,159 (3.7)	2,041	5.1
労働災害	9,327 (0.8)	9,108 (0.8)	△ 219	△ 2.4
保健医療	346,779 (30.9)	360,409 (31.4)	13,630	3.9
家族	58,980 (5.3)	63,502 (5.5)	4,521	7.7
失業	14,710 (1.3)	14,409 (1.3)	△ 301	△ 2.0
住宅	5,929 (0.5)	6,172 (0.5)	244	4.1
生活保護その他	34,676 (3.1)	33,789 (2.9)	△ 887	△ 2.6

(注)

1. ( ) 内は構成割合である。
2. 機能別の項目説明は、68-69頁を参照。

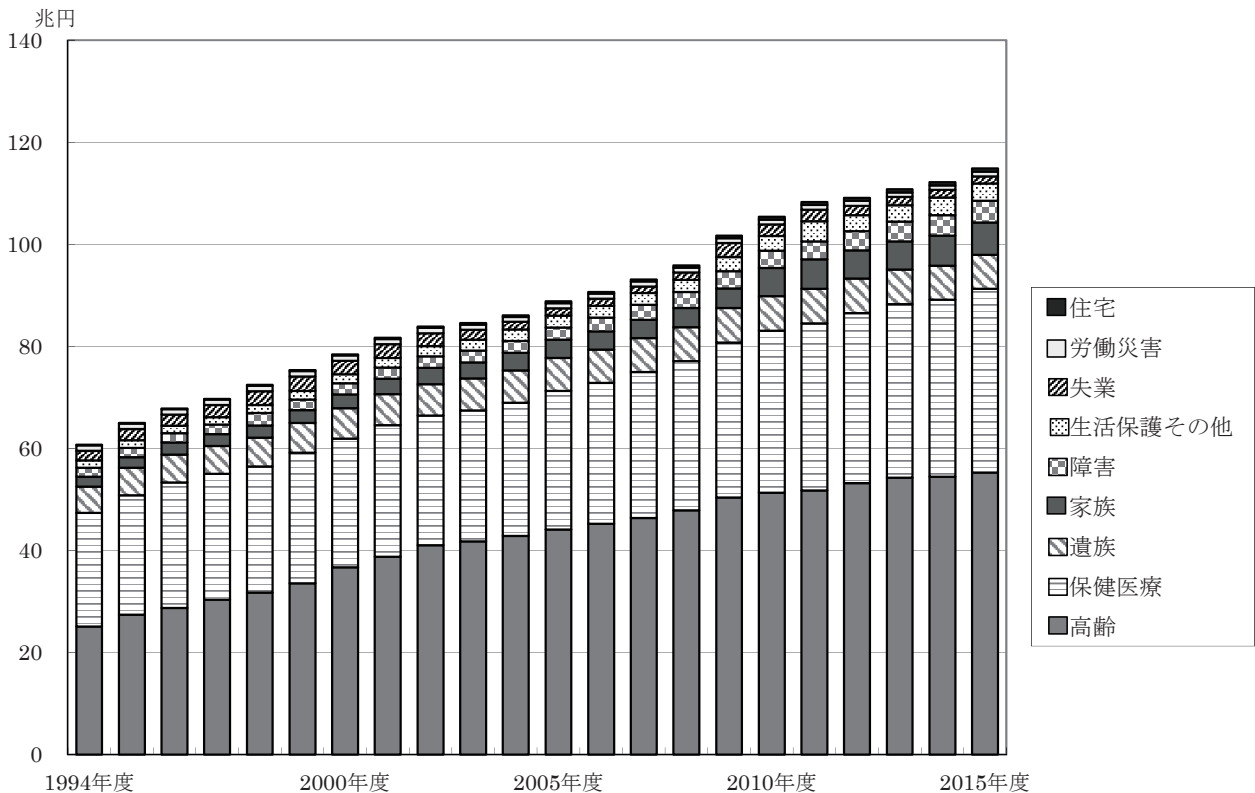
表10 機能別社会保障給付費の対国内総生産比（対国民所得比）

社会保障給付費	2014年度	2015年度	対前年度増加分
	%	%	%ポイント
計	21.66 (29.65)	21.58 (29.57)	△ 0.08 (△ 0.08)
高齢	10.51 (14.39)	10.38 (14.22)	△ 0.13 (△ 0.17)
遺族	1.29 (1.76)	1.25 (1.72)	△ 0.03 (△ 0.04)
障害	0.77 (1.06)	0.79 (1.09)	0.02 (0.03)
労働災害	0.18 (0.25)	0.17 (0.23)	△ 0.01 (△ 0.02)
保健医療	6.70 (9.17)	6.77 (9.28)	0.08 (0.11)
家族	1.14 (1.56)	1.19 (1.63)	0.05 (0.07)
失業	0.28 (0.39)	0.27 (0.37)	△ 0.01 (△ 0.02)
住宅	0.11 (0.16)	0.12 (0.16)	0.00 (0.00)
生活保護その他	0.67 (0.92)	0.63 (0.87)	△ 0.03 (△ 0.05)

(注) ( )内は対国民所得比である。

(資料) 国内総生産および国民所得は、内閣府「平成27年度国民経済計算年報」による。

図5 機能別社会保障給付費の推移



(出所)

43頁「第13表 機能別社会保障給付費の推移」より作成。

(3) 社会保障財源

2015年度の社会保障財源の総額は123兆2,383億円であり、対前年度増加率は10.2%の減少となった。項目別割合をみると、社会保険料が54.3%、公費負担が37.4%、他の収入が8.3%となっている。

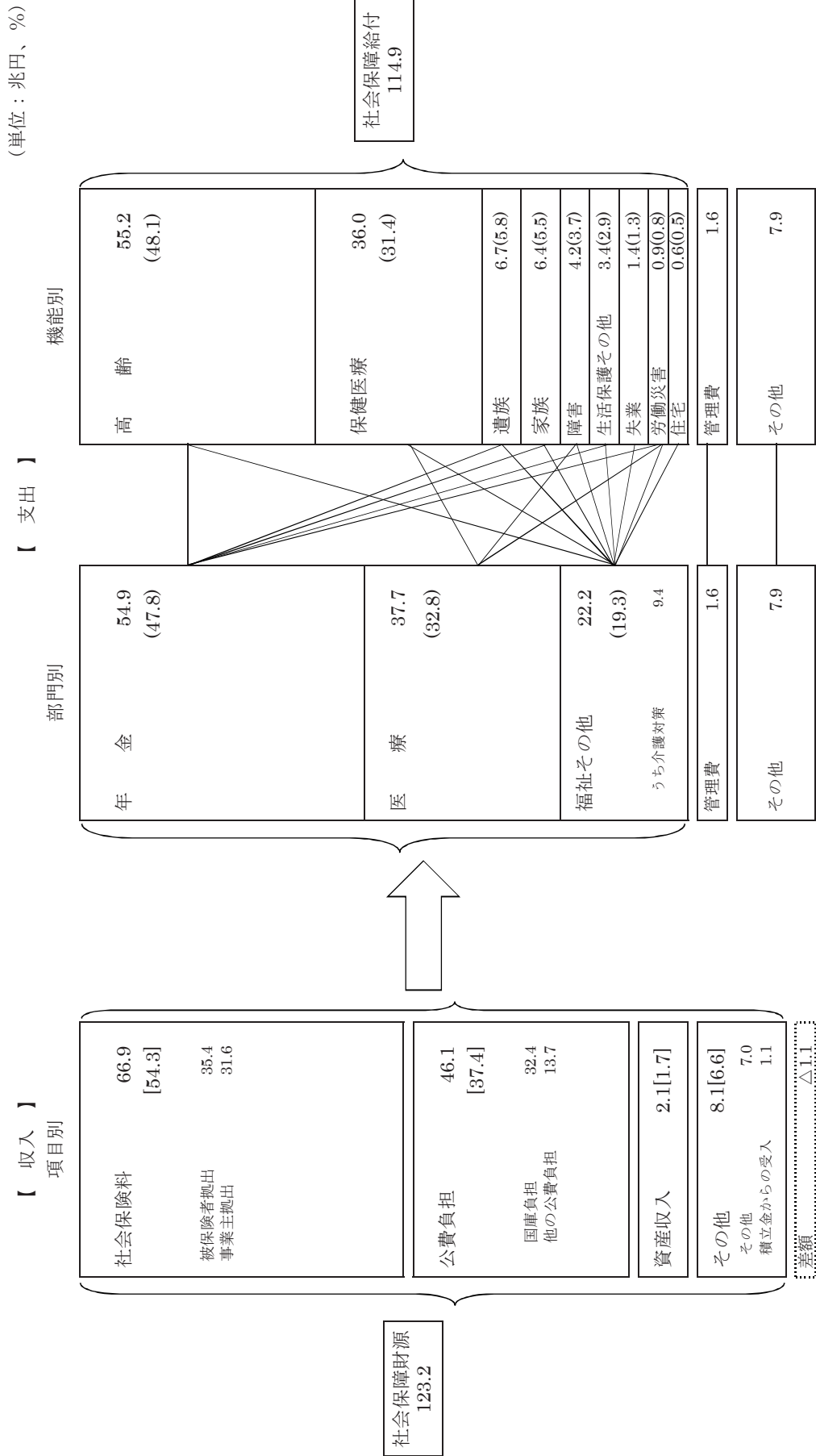
表11 項目別社会保障財源

社会保障財源	2014年度	2015年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
	億円	億円	億円	%
計	1,372,466 (100.0)	1,232,383 (100.0)	△ 140,084	△ 10.2
社会保険料	651,513 (47.5)	669,240 (54.3)	17,727	2.7
被保険者拠出	342,827 (25.0)	353,727 (28.7)	10,900	3.2
事業主拠出	308,687 (22.5)	315,514 (25.6)	6,827	2.2
公費負担	450,072 (32.8)	461,379 (37.4)	11,308	2.5
国庫負担	319,730 (23.3)	324,423 (26.3)	4,692	1.5
他の公費負担	130,341 (9.5)	136,957 (11.1)	6,616	5.1
他の収入	270,881 (19.7)	101,763 (8.3)	△ 169,118	△ 62.4
資産収入	217,195 (15.8)	20,571 (1.7)	△ 196,623	△ 90.5
その他	53,687 (3.9)	81,192 (6.6)	27,505	51.2

(注)

1. ( ) 内は構成割合である。
2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費負担」の合計である。また、「他の公費負担」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は公費負担医療費給付分および公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。
3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

図6 ILO基準における社会保障財源と社会保障給付のイメージ図(2015年度)



(注)

- 2015年度の社会保障財源は123.2兆円(他制度からの移転を除く)であり、[ ]内は社会保障財源に対する割合。
- 2015年度の社会保障給付費は114.9兆円であり、( )内は社会保障給付費に対する割合。
- 収入のその他には積立金からの受入等を含む。支出のその他には施設整備費等を含む。
- 差額は社会保障財源(123.2兆円)と社会保障給付(114.9兆円)の差であり、他制度からの移転、他制度への移転を含まない。差額は積立金への繰入や翌年度繰越金である。



## II 集計表





集計表 1 2015年度社会支出集計表

(単位：百万円)

	社会支出
合計	119,225,400
高齢	55,354,923
現金	45,914,046
退職年金	45,113,830
早期退職年金	—
その他の現金給付	800,216
現物	9,440,877
介護、ホームヘルプサービス	9,407,711
その他の現物給付	33,166
遺族	6,677,550
現金	6,613,815
遺族年金	6,533,863
その他の現金給付	79,952
現物	63,735
埋葬費	63,635
その他の現物給付	100
障害、業務災害、傷病	5,260,122
現金	3,226,162
障害年金	2,015,828
年金（業務災害）	425,290
休業給付（業務災害）	100,210
休業給付（傷病手当）	351,082
その他の現金給付	333,751
現物	2,033,959
介護、ホームヘルプサービス	1,807,470
機能回復支援	3,170
その他の現物給付	223,320
保健	41,088,386
現金	—
現物	41,088,386
家族	6,968,733
現金	3,955,346
家族手当	2,801,037
出産、育児休業	1,086,032
その他の現金給付	68,277
現物	3,013,387
就学前教育・保育	2,325,284
ホームヘルプ、施設	469,137
その他の現物給付	218,966
積極的労働市場政策	770,542
公的雇用サービスと行政	348,871
訓練	52,051
雇用奨励金	302,317
障害者雇用支援とリハビリテーション	21,646
直接的な仕事創出	45,651
仕事を始める奨励金	6
失業	928,481
現金	928,481
失業給付、退職手当	928,481
労働市場事由による早期退職	—
住宅	617,234
現金	—
住宅手当	—
その他の現金給付	—
現物	617,234
住宅扶助	617,234
その他の現物給付	—
他の政策分野	1,559,430
現金	1,428,124
所得補助	1,341,690
その他の現金給付	86,433
現物	131,307
社会的支援	46,665
その他の現物給付	84,641

(注)

1. 集計表 1はOECD 社会支出の基準に従い算出したものである。
2. 「保健」は、OECD SHA2011準拠に伴い資本形成費が集計の対象ではなくなった。

集計表2 2015年度社会保障給付費収支表 ①

	収			
	拠 出		社会保障 特別税	国庫負担
	被保険者	事業主		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	4,437,486	4,358,375	—	1,328,604
(B)組合管掌健康保険	3,910,964	4,604,882	—	36,989
2.国民健康保険	3,449,942	—	—	3,747,939
退職者医療制度（再掲）	132,789	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	1,069,109	—	—	4,863,257
4.老人保健	—	—	—	—
5.介護保険	2,141,719	—	—	2,218,753
6.厚生年金保険	13,918,089	13,918,089	—	9,288,230
7.厚生年金基金	148,251	479,401	—	—
8.石炭鉱業年金基金	—	1	—	—
9.国民年金	1,513,858	—	—	1,863,611
10.国民年金基金	108,690	—	—	2,303
11.農業者年金基金	—	—	—	121,190
12.船員保険	16,368	19,778	—	2,973
13.農林漁業団体職員共済組合	—	28,339	—	909
14.日本私立学校振興・共済事業団	340,838	335,172	—	121,908
15.雇用保険	838,529	1,426,782	—	134,866
16.労働者災害補償保険	—	863,831	—	205
家族手当				
17.児童手当	—	450,169	—	1,270,514
公務員				
18.国家公務員共済組合	924,523	1,164,511	—	303,039
19.存続組合等	—	156,366	—	387
20.地方公務員等共済組合	2,535,026	3,140,324	—	493
21.旧令共済組合等	—	1	—	3,121
22.国家公務員災害補償	—	7,229	—	—
23.地方公務員等災害補償	0	28,671	—	—
24.旧公共企業体職員業務災害	—	5,260	—	—
25.国家公務員恩給	—	11,267	—	55
26.地方公務員恩給	—	13,671	—	—
公衆保健サービス				
27.公衆衛生	—	—	—	712,765
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護	—	—	—	2,814,584
29.社会福祉	—	—	—	2,877,362
雇用対策				
30.雇用対策	—	—	—	117,296
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者	—	—	—	438,904
他の社会保障制度	19,275	539,246	—	172,005
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）	—	—	—	—
総 計	35,372,666	31,551,364	—	32,442,262

(単位：百万円)

入						
他の公費負担	資産収入	その他	小 計	他制度からの 移転	収入合計	
—	—	14,394	10,138,860	0	10,138,860	1.(A)
—	39,974	509,354	9,102,163	923	9,103,086	1.(B)
2,061,159	—	531,581	9,790,620	3,928,279	13,718,899	2.
—	—	—	132,789	443,277	576,066	
2,585,422	—	605,635	9,123,422	5,877,608	15,001,030	3.
—	—	—	—	179	179	4.
2,797,874	377	186,020	7,344,743	2,569,596	9,914,339	5.
—	—	4,938,039	42,062,447	3,186,108	45,248,555	6.
—	—	6,441	634,093	76,935	711,029	7.
—	△ 164	468	305	—	305	8.
—	—	834,297	4,211,766	19,241,801	23,453,567	9.
—	—	10	111,003	—	111,003	10.
—	8	75,290	196,487	—	196,487	11.
—	80	8,007	47,205	—	47,205	12.
—	1,500	503	31,251	—	31,251	13.
6,871	142,200	1,640	948,629	155,447	1,104,076	14.
—	2,349	29,165	2,431,691	—	2,431,691	15.
—	131,961	221,722	1,217,718	—	1,217,718	16.
769,315	—	16,391	2,506,389	—	2,506,389	17.
—	215,504	54,518	2,662,096	643,884	3,305,980	18.
—	11,546	1,195	169,494	—	169,494	19.
755,667	1,509,655	11,738	7,952,903	1,875,610	9,828,513	20.
—	2	62	3,186	—	3,186	21.
—	—	—	7,229	—	7,229	22.
—	1,544	5,041	35,256	—	35,256	23.
—	—	—	5,260	—	5,260	24.
—	—	—	11,322	—	11,322	25.
—	—	—	13,671	—	13,671	26.
147,998	—	—	860,763	—	860,763	27.
937,534	—	—	3,752,118	—	3,752,118	28.
2,917,168	—	—	5,794,530	—	5,794,530	29.
72	—	—	117,367	—	117,367	30.
—	—	—	438,904	—	438,904	31.
716,576	578	67,701	1,515,382	—	1,515,382	
676,458	—	—	676,458	—	676,458	
13,695,656	2,057,115	8,119,212	123,238,275	37,556,370	160,794,645	

集計表2 2015年度社会保障給付費収支表 ②

	支 給			
	疾病・出産		業 務	
	医 療	現 金	医 療	医療以外の 現物
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	5,046,168	406,154	—	—
(B)組合管掌健康保険	3,769,615	363,281	—	—
2.国民健康保険	10,039,898	78,957	—	—
退職者医療制度（再掲）	402,211	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	14,008,582	—	—	—
4.老人保健	△ 16	—	—	—
5.介護保険	—	—	—	—
6.厚生年金保険	—	—	—	—
7.厚生年金基金	—	—	—	—
8.石炭鉱業年金基金	—	—	—	—
9.国民年金	—	—	—	—
10.国民年金基金	—	—	—	—
11.農業者年金基金	—	—	—	—
12.船員保険	17,947	2,192	1,683	—
13.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
14.日本私立学校振興・共済事業団	122,700	13,238	—	—
15.雇用保険	—	412,158	—	—
16.労働者災害補償保険	—	—	242,304	22,445
家族手当				
17.児童手当	—	—	—	—
公務員				
18.国家公務員共済組合	240,600	28,655	—	—
19.存続組合等	—	—	—	—
20.地方公務員等共済組合	713,973	141,096	—	—
21.旧令共済組合等	15	733	—	—
22.国家公務員災害補償	—	—	1,053	14
23.地方公務員等災害補償	—	—	7,774	524
24.旧公共企業体職員業務災害	—	—	138	—
25.国家公務員恩給	—	—	—	—
26.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
27.公衆衛生	491,889	85,120	—	—
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護	1,785,427	433	—	—
29.社会福祉	513,710	—	—	—
雇用対策				
30.雇用対策	—	—	—	—
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者	129	—	—	—
他の社会保障制度	707,071	5,922	—	—
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）	676,458	—	—	—
総 計	37,457,710	1,537,939	252,951	22,983

(単位：百万円)

災 害		年 金	失業・ 雇用対策	家族手当	
現 金					
年 金	年金以外の現金				
—	—	—	—	—	1.(A)
—	—	—	—	—	1.(B)
—	—	—	—	—	2.
—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	3.
—	—	—	—	—	4.
—	—	—	—	—	5.
—	—	23,273,398	—	—	6.
—	—	1,732,426	—	—	7.
—	—	788	—	—	8.
—	—	21,669,401	—	—	9.
—	—	179,716	—	—	10.
—	—	106,438	—	—	11.
4,138	370	—	—	—	12.
—	—	154,508	—	—	13.
—	—	296,294	—	—	14.
—	—	—	1,334,926	—	15.
433,648	163,687	—	9,302	—	16.
—	—	—	—	2,190,094	17.
3,560	—	1,538,661	—	—	18.
2,286	—	66,907	—	—	19.
—	—	4,505,877	—	—	20.
—	—	951	—	—	21.
5,376	786	—	—	—	22.
17,940	3,301	—	—	—	23.
4,803	248	—	—	—	24.
—	—	11,267	—	—	25.
—	—	13,671	—	—	26.
—	—	1,932	—	—	27.
—	—	—	—	—	28.
—	—	—	—	654,153	29.
—	—	—	14,341	—	30.
—	—	370,063	—	—	31.
—	—	552,493	75,586	—	
—	—	—	—	—	
471,752	168,392	54,474,790	1,434,156	2,844,246	

集計表2 2015年度社会保障給付費収支表 ③

	支 給			
	介護対策		そ の 他	
	現 物	現 金	医療以外の 現物	現 金
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	—	—	—	1,915
(B)組合管掌健康保険	—	—	—	1,747
2.国民健康保険	—	—	—	8,743
退職者医療制度（再掲）	—	—	—	—
3.後期高齢者医療制度	—	—	—	38,604
4.老人保健	—	—	—	—
5.介護保険	9,311,037	—	—	—
6.厚生年金保険	—	—	—	—
7.厚生年金基金	—	—	—	—
8.石炭鉱業年金基金	—	—	—	—
9.国民年金	—	—	—	—
10.国民年金基金	—	—	—	—
11.農業者年金基金	—	—	—	—
12.船員保険	—	—	—	128
13.農林漁業団体職員共済組合	—	—	—	—
14.日本私立学校振興・共済事業団	—	—	—	106
15.雇用保険	—	2,159	3,646	—
16.労働者災害補償保険	—	—	—	—
家族手当				
17.児童手当	—	—	235,647	—
公務員				
18.国家公務員共済組合	—	47	—	230
19.存続組合等	—	—	—	—
20.地方公務員等共済組合	—	502	—	739
21.旧令共済組合等	—	—	—	—
22.国家公務員災害補償	—	—	—	—
23.地方公務員等災害補償	—	—	—	—
24.旧公共企業体職員業務災害	—	—	—	—
25.国家公務員恩給	—	—	—	—
26.地方公務員恩給	—	—	—	—
公衆保健サービス				
27.公衆衛生	2,421	4	19,129	80,786
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護	85,567	—	—	1,841,242
29.社会福祉	39	—	4,242,547	181,696
雇用対策				
30.雇用対策	—	—	—	—
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者	—	—	128	64,080
他の社会保障制度	3,109	—	31,301	37,407
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）	—	—	—	—
総 計	9,402,174	2,712	4,532,397	2,257,423

(単位：百万円)

出					
付					
計	管理費	運用損失	その他	小計	
5,454,238	102,044	—	22,737	5,579,019	1.(A)
4,134,642	136,576	—	248,507	4,519,724	1.(B)
10,127,599	239,403	—	320,584	10,687,586	2.
402,211	—	—	—	402,211	
14,047,187	69,404	—	444,922	14,561,513	3.
△ 16	179	—	—	162	4.
9,311,037	240,742	—	148,577	9,700,356	5.
23,273,398	204,815	5,008,127	6,649	28,492,988	6.
1,732,426	74,544	576,873	9,572	2,393,416	7.
788	66	—	0	855	8.
21,669,401	156,261	336,609	46,933	22,209,204	9.
179,716	6,212	713	10,507	197,148	10.
106,438	1,554	—	87,097	195,088	11.
26,458	2,797	—	112	29,367	12.
154,508	2,650	—	130	157,288	13.
432,338	5,659	—	327	438,324	14.
1,752,889	92,042	—	142,025	1,986,956	15.
871,387	47,392	—	44,105	962,885	16.
2,425,740	2,010	—	9,498	2,437,248	17.
1,811,754	10,723	—	2,032	1,824,509	18.
69,193	1,262	—	1	70,456	19.
5,362,187	29,059	—	2,957	5,394,203	20.
1,699	127	—	1,360	3,186	21.
7,229	—	—	—	7,229	22.
29,539	1,983	—	58	31,579	23.
5,189	—	—	72	5,260	24.
11,267	55	—	—	11,322	25.
13,671	—	—	—	13,671	26.
681,283	10,005	—	169,475	860,763	27.
3,712,669	39,449	—	—	3,752,118	28.
5,592,144	48,119	—	154,266	5,794,530	29.
14,341	478	—	102,549	117,367	30.
434,400	4,505	—	—	438,904	31.
1,412,889	46,795	—	—	1,459,684	
676,458	—	—	—	676,458	
114,859,625	1,576,911	5,922,322	1,975,051	124,333,909	

集計表 2 2015年度社会保障給付費収支表 ④

(単位：百万円)

	支 出		収支差	
	他制度への 移転	支出合計		
社会保険				
1.健康保険				
(A)全国健康保険協会管掌健康保険	4,314,366	9,893,385	245,475	1.(A)
(B)組合管掌健康保険	3,973,491	8,493,216	609,871	1.(B)
2.国民健康保険	2,751,356	13,438,942	279,958	2.
退職者医療制度（再掲）	—	402,211	173,855	
3.後期高齢者医療制度	—	14,561,513	439,517	3.
4.老人保健	—	162	16	4.
5.介護保険	—	9,700,356	213,983	5.
6.厚生年金保険	19,498,936	47,991,925	△ 2,743,370	6.
7.厚生年金基金	3,449	2,396,865	△ 1,685,836	7.
8.石炭鉱業年金基金	—	855	△ 549	8.
9.国民年金	908,460	23,117,664	335,903	9.
10.国民年金基金	—	197,148	△ 86,145	10.
11.農業者年金基金	—	195,088	1,399	11.
12.船員保険	13,954	43,321	3,884	12.
13.農林漁業団体職員共済組合	—	157,288	△ 126,037	13.
14.日本私立学校振興・共済事業団	541,097	979,421	124,655	14.
15.雇用保険	—	1,986,956	444,735	15.
16.労働者災害補償保険	14,888	977,772	239,946	16.
家族手当				
17.児童手当	—	2,437,248	69,141	17.
公務員				
18.国家公務員共済組合	1,528,199	3,352,708	△ 46,728	18.
19.存続組合等	119,253	189,709	△ 20,215	19.
20.地方公務員等共済組合	3,936,982	9,331,185	497,327	20.
21.旧令共済組合等	—	3,186	—	21.
22.国家公務員災害補償	—	7,229	—	22.
23.地方公務員等災害補償	—	31,579	3,677	23.
24.旧公共企業体職員業務災害	—	5,260	—	24.
25.国家公務員恩給	—	11,322	—	25.
26.地方公務員恩給	—	13,671	—	26.
公衆保健サービス				
27.公衆衛生	—	860,763	—	27.
公的扶助及び社会福祉				
28.生活保護	—	3,752,118	—	28.
29.社会福祉	—	5,794,530	—	29.
雇用対策				
30.雇用対策	—	117,367	—	30.
戦争犠牲者				
31.戦争犠牲者	—	438,904	—	31.
他の社会保障制度	—	1,459,684	55,698	
地方公共団体単独実施公費負担 医療費給付分（再掲）	—	676,458	—	
総 計	37,604,431	161,938,340	△ 1,143,695	



(注)

1. 集計表2については、各制度の年報等による2015年度決算の数値を、ILO事務局『第18次社会保障費用調査』の分類に従って単純集計したものである。
2. 後期高齢者医療の財源のうち、後期高齢者支援金は健康保険等の「他制度への移転」として記録され、その受入は後期高齢者医療の「他制度からの移転」に計上される。
3. 老人保健は既に廃止された制度であり、現在は清算のみ行っている。給付がマイナスとなっているのは、過誤等による差し戻し請求等があることによる。
4. 介護保険の第1号被保険者拠出は介護保険の拠出に含むが、第2号被保険者拠出は健康保険等の拠出に計上され、それが介護保険に移転する形で記録される（健康保険等の「他制度への移転」および介護保険の「他制度からの移転」）。第2号被保険者拠出分を介護保険の被保険者拠出および事業主拠出に再集計した集計結果は、巻末参考資料4. 第16表（ホームページ掲載）を参照のこと。
5. 厚生年金保険および国民年金の「資産収入」は、『平成27年度 年金積立金の運用状況について』中、年金積立金の運用実績を参照して計上している。
6. 厚生年金基金の年金額には代行部分を含む。
7. 国民年金は、福祉年金および基礎年金を含む。
8. 国民年金の第2号被保険者拠出は被用者年金保険料と併せて徴収されるが、うち基礎年金部分については、被用者保険から国民年金に移転する形で記録される（被用者保険の「他制度への移転」および国民年金の「他制度からの移転」）。
9. 農林漁業団体職員共済組合は、2002年4月1日に厚生年金に統合されたが、職域加算部分（3階部分）の給付については、農林漁業団体職員共済組合から支給されている。
10. 2015年10月に共済年金が厚生年金に統一されたことに伴って創設された退職等年金給付及びその保険料、経過的長期給付は、各共済組合の収支表に計上されている。
11. 1997年4月より旧公共企業体職員共済組合は、短期給付については組合管掌健康保険に継承され、長期給付については厚生年金保険に統合されたが、一部年金給付については、存続組合等に引き継がれている。
12. 公衆衛生は、結核医療等の公費負担医療を含む。
13. 雇用保険は雇用保険特別会計を、雇用対策は一般財源の収支を集計の対象としている。
14. 他の社会保障制度には、医薬品副作用被害救済制度、生物由来製品感染被害救済制度、中小企業退職金共済制度、社会福祉施設職員等退職手当共済制度等、高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業、公害健康被害補償制度、石綿健康被害救済制度、日本スポーツ振興センター災害共済給付、就学援助制度、自動車事故後遺障害者支援、公的賃貸住宅家賃対策補助、犯罪被害給付制度、被災者生活再建支援事業、地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分を含む。各制度の数値は巻末参考資料4. 第15表（ホームページ掲載）を参照。
15. 表頭の「家族手当」には、児童手当のほか、「29. 社会福祉」中の児童扶養手当および特別児童扶養手当を含む。
16. 「失業・雇用対策」には高年齢雇用継続給付等を含む。
17. 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。0は百万円単位で四捨五入するとゼロであることを示す。

備考 社会保障給付費収支表の項目説明

#### 1. 収入項目

本公表資料における「社会保障財源」とは収入のうち「他制度からの移転」を除く「小計」を指す。

- (1) 資産収入：利子、配当金、施設利用料、賃貸料、財産処分益、償還差益等。
- (2) その他：積立金より受入等。
- (3) 他制度からの移転：前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、厚生年金交付金、介護給付費交付金等。

#### 2. 支出項目

本公表資料における「社会保障給付費」とは支出のうち「管理費」「運用損失」「その他」「他制度への移転」を除く「給付一計」を指す。

- (1) 管理費：業務取扱費、総務費、事務所費、日本年金機構運営費等。
- (2) 運用損失：決算時点で生じた積立金等の評価損等。
- (3) その他：施設整備費等。
- (4) 他制度への移転：前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金、介護納付金等。

#### 3. 収支差

「収入－収入合計」と「支出－支出合計」の差額が「収支差」である。

#### 4. 部門別分類との対応関係

部門別分類は集計表2を基に再集計したものである。部門別「医療」は本表の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は本表の「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」は本表の「給付」のうち上記以外の項目の計である。



### III 時 系 列 表



第1表 政策分野別社会支出の推移（1980～2015年度）

（単位：億円）

年度	社会支出									
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野
1980(昭和55)	256,873	74,875	25,217	15,480	111,627	11,807	—	12,274	601	4,992
1981( 56)	286,428	86,999	28,271	17,252	120,826	12,774	—	14,108	690	5,510
1982( 57)	310,148	97,121	30,213	18,096	129,970	13,441	—	14,858	775	5,676
1983( 58)	332,729	106,479	31,063	18,762	140,753	13,519	—	15,368	855	5,931
1984( 59)	349,352	115,563	32,333	19,335	145,313	13,962	—	15,710	937	6,199
1985( 60)	370,155	127,970	33,894	19,954	152,953	14,818	—	13,378	993	6,195
1986( 61)	400,499	143,962	35,951	21,415	162,736	14,945	—	14,532	1,017	5,941
1987( 62)	423,811	153,303	37,923	22,649	172,379	15,310	—	15,565	1,034	5,648
1988( 63)	442,924	162,809	38,920	23,093	180,673	15,388	—	15,488	1,036	5,516
1989(平成元)	468,518	175,917	40,449	24,045	190,439	15,702	—	15,653	1,041	5,272
1990( 2)	510,951	189,175	42,195	25,190	202,619	16,454	14,691	14,447	1,026	5,153
1991( 3)	545,528	202,430	44,272	27,199	218,394	17,364	14,992	14,702	1,027	5,149
1992( 4)	586,173	218,333	46,586	28,306	233,049	22,723	14,005	17,109	1,048	5,014
1993( 5)	624,800	232,920	48,609	29,606	248,363	23,418	14,829	20,693	1,115	5,247
1994( 6)	662,966	250,669	50,982	30,568	259,571	24,470	15,694	22,798	1,207	7,008
1995( 7)	716,750	274,065	53,521	32,969	280,725	25,533	15,685	25,639	1,275	7,338
1996( 8)	745,674	287,636	54,813	33,116	292,756	28,249	16,671	25,490	1,376	5,567
1997( 9)	762,590	303,431	54,791	33,514	292,572	28,230	16,520	26,250	1,496	5,787
1998( 10)	789,459	318,311	56,525	39,601	295,326	28,765	13,673	29,498	1,615	6,147
1999( 11)	826,618	343,849	58,227	36,629	302,978	31,771	14,291	30,550	1,802	6,520
2000( 12)	850,721	367,141	59,617	36,118	302,647	32,598	14,196	29,430	2,007	6,967
2001( 13)	867,642	388,057	60,918	37,935	291,592	35,217	14,316	29,846	2,240	7,522
2002( 14)	883,192	410,621	61,733	35,377	288,606	36,555	12,289	27,385	2,521	8,105
2003( 15)	888,681	418,273	62,552	37,135	290,007	36,707	12,138	20,397	2,823	8,650
2004( 16)	902,442	428,640	63,381	36,580	295,649	39,261	11,506	15,163	3,073	9,188
2005( 17)	923,442	442,762	64,638	35,272	307,606	40,996	4,368	14,268	4,290	9,242
2006( 18)	937,184	453,081	65,346	38,428	309,251	40,524	4,227	13,341	3,621	9,364
2007( 19)	961,558	464,472	66,196	40,524	319,288	40,876	4,120	12,544	3,762	9,775
2008( 20)	986,736	479,550	66,796	42,765	324,911	42,404	5,354	10,860	3,980	10,118
2009( 21)	1,056,234	511,982	67,517	46,447	337,965	44,366	14,421	16,903	4,570	12,062
2010( 22)	1,086,799	514,966	68,019	44,857	352,533	61,462	14,228	12,911	5,129	12,694
2011( 23)	1,128,497	518,878	68,099	46,345	374,140	63,710	15,348	12,538	5,470	23,969
2012( 24)	1,135,528	533,532	67,901	48,409	381,447	61,554	9,538	11,797	5,735	15,614
2013( 25)	1,151,475	543,573	67,512	49,894	387,767	62,327	8,871	10,734	5,876	14,921
2014( 26)	1,165,175	545,738	66,756	50,823	395,270	65,835	8,227	9,591	5,929	17,006
2015( 27)	1,192,254	553,549	66,775	52,601	410,884	69,687	7,705	9,285	6,172	15,594

(注)

1. 第1表はOECD社会支出の基準に従い算出したものである。
2. 「保健」はOECD Health Dataの公的保健医療支出から介護保険サービスと補装具費等を除いて集計している。OECD SHA2011準拠に伴い資本形成費が集計の対象ではなくなった。
3. 「積極的労働市場政策」は、2004年度までは予算ベースであるのに対し、2005年度からは決算ベースであるため年次推移をみる際は注意が必要である。
4. 2010年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。
5. 政策分野別の項目説明は、57-65頁参照。

第2表 政策分野別社会支出の推移（対国内総生産比）（1980～2015年度）

（単位：％）

年度	社 会 支 出（対国内総生産比）										国内総生産 （億円）
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、 傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野	
1980(昭和55)	10.34	3.01	1.02	0.62	4.49	0.48	—	0.49	0.02	0.20	2,483,759
1981( 56)	10.82	3.29	1.07	0.65	4.57	0.48	—	0.53	0.03	0.21	2,646,417
1982( 57)	11.23	3.52	1.09	0.66	4.71	0.49	—	0.54	0.03	0.21	2,761,628
1983( 58)	11.52	3.69	1.08	0.65	4.87	0.47	—	0.53	0.03	0.21	2,887,727
1984( 59)	11.33	3.75	1.05	0.63	4.71	0.45	—	0.51	0.03	0.20	3,082,384
1985( 60)	11.20	3.87	1.03	0.60	4.63	0.45	—	0.40	0.03	0.19	3,303,968
1986( 61)	11.70	4.21	1.05	0.63	4.75	0.44	—	0.42	0.03	0.17	3,422,664
1987( 62)	11.70	4.23	1.05	0.63	4.76	0.42	—	0.43	0.03	0.16	3,622,967
1988( 63)	11.42	4.20	1.00	0.60	4.66	0.40	—	0.40	0.03	0.14	3,876,856
1989(平成元)	11.27	4.23	0.97	0.58	4.58	0.38	—	0.38	0.03	0.13	4,158,852
1990( 2)	11.31	4.19	0.93	0.56	4.49	0.36	0.33	0.32	0.02	0.11	4,516,830
1991( 3)	11.52	4.27	0.93	0.57	4.61	0.37	0.32	0.31	0.02	0.11	4,736,076
1992( 4)	12.13	4.52	0.96	0.59	4.82	0.47	0.29	0.35	0.02	0.10	4,832,556
1993( 5)	12.95	4.83	1.01	0.61	5.15	0.49	0.31	0.43	0.02	0.11	4,826,076
1994( 6)	13.20	4.99	1.01	0.61	5.17	0.49	0.31	0.45	0.02	0.14	5,023,827
1995( 7)	13.87	5.30	1.04	0.64	5.43	0.49	0.30	0.50	0.02	0.14	5,167,065
1996( 8)	14.10	5.44	1.04	0.63	5.54	0.53	0.32	0.48	0.03	0.11	5,286,661
1997( 9)	14.30	5.69	1.03	0.63	5.49	0.53	0.31	0.49	0.03	0.11	5,331,487
1998( 10)	15.01	6.05	1.07	0.75	5.61	0.55	0.26	0.56	0.03	0.12	5,261,090
1999( 11)	15.84	6.59	1.12	0.70	5.80	0.61	0.27	0.59	0.03	0.12	5,219,973
2000( 12)	16.09	6.95	1.13	0.68	5.73	0.62	0.27	0.56	0.04	0.13	5,286,212
2001( 13)	16.72	7.48	1.17	0.73	5.62	0.68	0.28	0.58	0.04	0.14	5,188,892
2002( 14)	17.16	7.98	1.20	0.69	5.61	0.71	0.24	0.53	0.05	0.16	5,146,750
2003( 15)	17.15	8.07	1.21	0.72	5.60	0.71	0.23	0.39	0.05	0.17	5,181,998
2004( 16)	17.32	8.23	1.22	0.70	5.67	0.75	0.22	0.29	0.06	0.18	5,210,039
2005( 17)	17.56	8.42	1.23	0.67	5.85	0.78	0.08	0.27	0.08	0.18	5,258,139
2006( 18)	17.71	8.56	1.23	0.73	5.84	0.77	0.08	0.25	0.07	0.18	5,292,550
2007( 19)	18.11	8.75	1.25	0.76	6.01	0.77	0.08	0.24	0.07	0.18	5,310,134
2008( 20)	19.37	9.41	1.31	0.84	6.38	0.83	0.11	0.21	0.08	0.20	5,093,984
2009( 21)	21.46	10.40	1.37	0.94	6.87	0.90	0.29	0.34	0.09	0.25	4,920,751
2010( 22)	21.77	10.32	1.36	0.90	7.06	1.23	0.29	0.26	0.10	0.25	4,991,948
2011( 23)	22.85	10.51	1.38	0.94	7.58	1.29	0.31	0.25	0.11	0.49	4,938,531
2012( 24)	22.96	10.79	1.37	0.98	7.71	1.24	0.19	0.24	0.12	0.32	4,946,744
2013( 25)	22.69	10.71	1.33	0.98	7.64	1.23	0.17	0.21	0.12	0.29	5,074,011
2014( 26)	22.50	10.54	1.29	0.98	7.63	1.27	0.16	0.19	0.11	0.33	5,178,666
2015( 27)	22.40	10.40	1.25	0.99	7.72	1.31	0.14	0.17	0.12	0.29	5,321,914

（資料） 国内総生産は、内閣府の各年版「国民経済計算年報」による。

第3表 社会支出・国内総生産の対前年度伸び率の推移（1981～2015年度）

（単位：％）

年度	社会支出										国内総生産
	合計	高齢	遺族	障害、業務 災害、傷病	保健	家族	積極的労働 市場政策	失業	住宅	他の 政策分野	
1981(昭和56)	11.5	16.2	12.1	11.4	8.2	8.2	—	14.9	14.7	10.4	6.5
1982( 57)	8.3	11.6	6.9	4.9	7.6	5.2	—	5.3	12.4	3.0	4.4
1983( 58)	7.3	9.6	2.8	3.7	8.3	0.6	—	3.4	10.3	4.5	4.6
1984( 59)	5.0	8.5	4.1	3.1	3.2	3.3	—	2.2	9.6	4.5	6.7
1985( 60)	6.0	10.7	4.8	3.2	5.3	6.1	—	△ 14.8	6.0	△ 0.1	7.2
1986( 61)	8.2	12.5	6.1	7.3	6.4	0.9	—	8.6	2.5	△ 4.1	3.6
1987( 62)	5.8	6.5	5.5	5.8	5.9	2.4	—	7.1	1.7	△ 4.9	5.9
1988( 63)	4.5	6.2	2.6	2.0	4.8	0.5	—	△ 0.5	0.2	△ 2.3	7.0
1989(平成元)	5.8	8.1	3.9	4.1	5.4	2.0	—	1.1	0.5	△ 4.4	7.3
1990( 2)	9.1	7.5	4.3	4.8	6.4	4.8	—	△ 7.7	△ 1.5	△ 2.2	8.6
1991( 3)	6.8	7.0	4.9	8.0	7.8	5.5	2.0	1.8	0.1	△ 0.1	4.9
1992( 4)	7.5	7.9	5.2	4.1	6.7	30.9	△ 6.6	16.4	2.1	△ 2.6	2.0
1993( 5)	6.6	6.7	4.3	4.6	6.6	3.1	5.9	20.9	6.4	4.7	△ 0.1
1994( 6)	6.1	7.6	4.9	3.2	4.5	4.5	5.8	10.2	8.2	33.6	4.1
1995( 7)	8.1	9.3	5.0	7.9	8.1	4.3	△ 0.1	12.5	5.7	4.7	2.9
1996( 8)	4.0	5.0	2.4	0.4	4.3	10.6	6.3	△ 0.6	7.9	△ 24.1	2.3
1997( 9)	2.3	5.5	△ 0.0	1.2	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.9	3.0	8.7	4.0	0.8
1998( 10)	3.5	4.9	3.2	18.2	0.9	1.9	△ 17.2	12.4	7.9	6.2	△ 1.3
1999( 11)	4.7	8.0	3.0	△ 7.5	2.6	10.4	4.5	3.6	11.6	6.1	△ 0.8
2000( 12)	2.9	6.8	2.4	△ 1.4	△ 0.1	2.6	△ 0.7	△ 3.7	11.3	6.8	1.3
2001( 13)	2.0	5.7	2.2	5.0	△ 3.7	8.0	0.8	1.4	11.6	8.0	△ 1.8
2002( 14)	1.8	5.8	1.3	△ 6.7	△ 1.0	3.8	△ 14.2	△ 8.2	12.6	7.8	△ 0.8
2003( 15)	0.6	1.9	1.3	5.0	0.5	0.4	△ 1.2	△ 25.5	11.9	6.7	0.7
2004( 16)	1.5	2.5	1.3	△ 1.5	1.9	7.0	△ 5.2	△ 25.7	8.9	6.2	0.5
2005( 17)	2.3	3.3	2.0	△ 3.6	4.0	4.4	△ 62.0	△ 5.9	39.6	0.6	0.9
2006( 18)	1.5	2.3	1.1	8.9	0.5	△ 1.2	△ 3.2	△ 6.5	△ 15.6	1.3	0.7
2007( 19)	2.6	2.5	1.3	5.5	3.2	0.9	△ 2.5	△ 6.0	3.9	4.4	0.3
2008( 20)	2.6	3.2	0.9	5.5	1.8	3.7	29.9	△ 13.4	5.8	3.5	△ 4.1
2009( 21)	7.0	6.8	1.1	8.6	4.0	4.6	169.4	55.6	14.8	19.2	△ 3.4
2010( 22)	2.9	0.6	0.7	△ 3.4	4.3	38.5	△ 1.3	△ 23.6	12.2	5.2	1.4
2011( 23)	3.8	0.8	0.1	3.3	6.1	3.7	7.9	△ 2.9	6.6	88.8	△ 1.1
2012( 24)	0.6	2.8	△ 0.3	4.5	2.0	△ 3.4	△ 37.9	△ 5.9	4.9	△ 34.9	0.2
2013( 25)	1.4	1.9	△ 0.6	3.1	1.7	1.3	△ 7.0	△ 9.0	2.5	△ 4.4	2.6
2014( 26)	1.2	0.4	△ 1.1	1.9	1.9	5.6	△ 7.3	△ 10.7	0.9	14.0	2.1
2015( 27)	2.3	1.4	0.0	3.5	4.0	5.9	△ 6.3	△ 3.2	4.1	△ 8.3	2.8

（資料）国内総生産は、第2表に同じ。

第4表 1人当たり社会支出と1人当たり国内総生産の推移（1980～2015年度）

年度	1人当たり社会支出		1人当たり国内総生産	
	実額（千円）	指数 1980年=100	実額（千円）	指数 1980年=100
1980(昭和55)	219.4	100.0	2,121.8	100.0
1981( 56)	242.9	110.7	2,244.6	105.8
1982( 57)	261.2	119.0	2,326.0	109.6
1983( 58)	278.4	126.8	2,415.8	113.9
1984( 59)	290.4	132.3	2,562.1	120.8
1985( 60)	305.8	139.4	2,729.4	128.6
1986( 61)	329.2	150.0	2,813.3	132.6
1987( 62)	346.7	158.0	2,963.8	139.7
1988( 63)	360.8	164.4	3,158.5	148.9
1989(平成元)	380.3	173.3	3,375.6	159.1
1990( 2)	413.4	188.4	3,654.1	172.2
1991( 3)	439.6	200.3	3,816.3	179.9
1992( 4)	470.6	214.4	3,879.5	182.8
1993( 5)	500.1	227.9	3,862.8	182.1
1994( 6)	529.3	241.2	4,010.6	189.0
1995( 7)	570.8	260.1	4,114.9	193.9
1996( 8)	592.5	270.0	4,200.5	198.0
1997( 9)	604.5	275.5	4,226.1	199.2
1998( 10)	624.2	284.5	4,159.9	196.1
1999( 11)	652.6	297.4	4,121.0	194.2
2000( 12)	670.2	305.4	4,164.8	196.3
2001( 13)	681.5	310.6	4,075.6	192.1
2002( 14)	692.8	315.7	4,037.1	190.3
2003( 15)	695.9	317.2	4,058.1	191.3
2004( 16)	706.2	321.8	4,077.1	192.2
2005( 17)	722.7	329.4	4,115.4	194.0
2006( 18)	732.7	333.9	4,138.0	195.0
2007( 19)	751.0	342.3	4,147.5	195.5
2008( 20)	770.4	351.1	3,977.1	187.4
2009( 21)	825.0	376.0	3,843.4	181.1
2010( 22)	848.7	386.8	3,898.2	183.7
2011( 23)	882.8	402.3	3,863.2	182.1
2012( 24)	890.0	405.6	3,877.0	182.7
2013( 25)	903.7	411.8	3,982.3	187.7
2014( 26)	915.8	417.3	4,070.1	191.8
2015( 27)	938.1	427.5	4,187.4	197.4

（資料） 国内総生産は、第2表に同じ。



第5表 政策分野別社会支出の国際比較（2010～2015年度）

年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)
日本 (単位：百万円)	108,679,872	112,849,725	113,552,793	115,147,476	116,517,514	119,225,400
高齢	51,496,550	51,887,836	53,353,231	54,357,315	54,573,837	55,354,923
遺族	6,801,923	6,809,920	6,790,087	6,751,168	6,675,612	6,677,550
障害、業務災害、傷病	4,485,738	4,634,484	4,840,858	4,989,411	5,082,326	5,260,122
保健	35,253,294	37,413,993	38,144,730	38,776,675	39,526,959	41,088,386
家族	6,146,187	6,370,968	6,155,421	6,232,703	6,583,510	6,968,733
積極的労働市場政策	1,422,771	1,534,803	953,848	887,054	822,729	770,542
失業	1,291,072	1,253,807	1,179,711	1,073,404	959,065	928,481
住宅	512,935	546,970	573,516	587,615	592,865	617,234
他の政策分野	1,269,401	2,396,944	1,561,390	1,492,131	1,700,612	1,559,430
アメリカ (単位：百万ドル)	2,916,323	2,982,813	3,058,007	3,162,713	—	—
高齢	879,061	929,741	974,766	1,038,321	—	—
遺族	108,130	108,676	112,714	114,405	—	—
障害、業務災害、傷病	232,868	242,386	254,911	261,223	—	—
保健	1,209,496	1,252,329	1,298,998	1,351,891	—	—
家族	110,729	111,069	110,842	113,771	—	—
積極的労働市場政策	23,917	21,759	21,571	19,895	—	—
失業	161,829	121,499	94,697	70,481	—	—
住宅	57,607	54,369	46,884	45,604	—	—
他の政策分野	132,687	140,985	142,625	147,122	—	—
イギリス (単位：百万ポンド)	372,217	380,860	394,641	400,615	—	—
高齢	112,817	117,359	123,909	127,606	—	—
遺族	1,049	1,024	1,006	972	—	—
障害、業務災害、傷病	33,510	34,858	35,775	36,454	—	—
保健	117,983	119,350	121,597	125,486	—	—
家族	62,301	64,475	67,119	66,749	—	—
積極的労働市場政策	6,098	3,726	3,726	3,726	—	—
失業	8,221	8,771	9,102	7,738	—	—
住宅	22,042	23,495	24,755	25,193	—	—
他の政策分野	8,197	7,801	7,651	6,693	—	—
ドイツ (単位：百万ユーロ)	698,365	698,847	712,854	737,817	—	—
高齢	221,796	223,600	228,073	231,765	—	—
遺族	52,784	52,885	53,600	54,113	—	—
障害、業務災害、傷病	79,479	83,450	89,662	95,679	—	—
保健	205,576	208,943	213,932	224,026	—	—
家族	57,075	58,209	60,128	62,968	—	—
積極的労働市場政策	23,083	20,793	18,526	18,767	—	—
失業	37,917	30,581	28,468	28,991	—	—
住宅	16,992	16,479	16,221	16,566	—	—
他の政策分野	3,663	3,906	4,243	4,942	—	—
フランス (単位：百万ユーロ)	617,100	631,852	652,238	671,614	—	—
高齢	238,778	249,205	258,272	266,698	—	—
遺族	34,751	35,668	36,513	37,143	—	—
障害、業務災害、傷病	35,598	36,968	38,448	39,391	—	—
保健	168,214	173,043	177,370	182,201	—	—
家族	57,205	57,901	60,217	61,670	—	—
積極的労働市場政策	22,024	18,596	18,225	18,225	—	—
失業	31,991	31,037	32,890	34,459	—	—
住宅	16,344	16,676	17,045	17,656	—	—
他の政策分野	12,195	12,758	13,259	14,170	—	—
スウェーデン (単位：百万クローネ)	936,918	955,736	999,723	1,048,547	—	—
高齢	319,277	321,536	340,384	360,432	—	—
遺族	16,206	15,503	15,271	14,907	—	—
障害、業務災害、傷病	160,069	163,023	169,381	176,466	—	—
保健	222,621	232,574	238,335	246,999	—	—
家族	121,111	126,289	131,366	137,129	—	—
積極的労働市場政策	38,781	42,170	46,840	51,039	—	—
失業	19,931	15,323	16,758	17,475	—	—
住宅	15,282	15,551	16,869	17,317	—	—
他の政策分野	23,640	23,767	24,519	26,783	—	—

(資料) 諸外国の社会支出は、OECD Social Expenditure Database による。

第6表 政策分野別社会支出の国際比較（構成割合）（2010～2015年度）

（単位：%）

年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)
日本	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢	47.4	46.0	47.0	47.2	46.8	46.4
遺族	6.3	6.0	6.0	5.9	5.7	5.6
障害、業務災害、傷病	4.1	4.1	4.3	4.3	4.4	4.4
保健	32.4	33.2	33.6	33.7	33.9	34.5
家族	5.7	5.6	5.4	5.4	5.7	5.8
積極的労働市場政策	1.3	1.4	0.8	0.8	0.7	0.6
失業	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8
住宅	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
他の政策分野	1.2	2.1	1.4	1.3	1.5	1.3
アメリカ	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	30.1	31.2	31.9	32.8	—	—
遺族	3.7	3.6	3.7	3.6	—	—
障害、業務災害、傷病	8.0	8.1	8.3	8.3	—	—
保健	41.5	42.0	42.5	42.7	—	—
家族	3.8	3.7	3.6	3.6	—	—
積極的労働市場政策	0.8	0.7	0.7	0.6	—	—
失業	5.5	4.1	3.1	2.2	—	—
住宅	2.0	1.8	1.5	1.4	—	—
他の政策分野	4.5	4.7	4.7	4.7	—	—
イギリス	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	30.3	30.8	31.4	31.9	—	—
遺族	0.3	0.3	0.3	0.2	—	—
障害、業務災害、傷病	9.0	9.2	9.1	9.1	—	—
保健	31.7	31.3	30.8	31.3	—	—
家族	16.7	16.9	17.0	16.7	—	—
積極的労働市場政策	1.6	1.0	0.9	0.9	—	—
失業	2.2	2.3	2.3	1.9	—	—
住宅	5.9	6.2	6.3	6.3	—	—
他の政策分野	2.2	2.0	1.9	1.7	—	—
ドイツ	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	31.8	32.0	32.0	31.4	—	—
遺族	7.6	7.6	7.5	7.3	—	—
障害、業務災害、傷病	11.4	11.9	12.6	13.0	—	—
保健	29.4	29.9	30.0	30.4	—	—
家族	8.2	8.3	8.4	8.5	—	—
積極的労働市場政策	3.3	3.0	2.6	2.5	—	—
失業	5.4	4.4	4.0	3.9	—	—
住宅	2.4	2.4	2.3	2.2	—	—
他の政策分野	0.5	0.6	0.6	0.7	—	—
フランス	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	38.7	39.4	39.6	39.7	—	—
遺族	5.6	5.6	5.6	5.5	—	—
障害、業務災害、傷病	5.8	5.9	5.9	5.9	—	—
保健	27.3	27.4	27.2	27.1	—	—
家族	9.3	9.2	9.2	9.2	—	—
積極的労働市場政策	3.6	2.9	2.8	2.7	—	—
失業	5.2	4.9	5.0	5.1	—	—
住宅	2.6	2.6	2.6	2.6	—	—
他の政策分野	2.0	2.0	2.0	2.1	—	—
スウェーデン	100.0	100.0	100.0	100.0	—	—
高齢	34.1	33.6	34.0	34.4	—	—
遺族	1.7	1.6	1.5	1.4	—	—
障害、業務災害、傷病	17.1	17.1	16.9	16.8	—	—
保健	23.8	24.3	23.8	23.6	—	—
家族	12.9	13.2	13.1	13.1	—	—
積極的労働市場政策	4.1	4.4	4.7	4.9	—	—
失業	2.1	1.6	1.7	1.7	—	—
住宅	1.6	1.6	1.7	1.7	—	—
他の政策分野	2.5	2.5	2.5	2.6	—	—

（出所） 諸外国の構成割合は、OECD Social Expenditure Database に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が作成。

第7表 政策分野別社会支出の国際比較（対国内総生産比）（2010～2015年度）

（単位：%）

年度	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)
日本	21.77	22.85	22.96	22.69	22.50	22.40
高齢	10.32	10.51	10.79	10.71	10.54	10.40
遺族	1.36	1.38	1.37	1.33	1.29	1.25
障害、業務災害、傷病	0.90	0.94	0.98	0.98	0.98	0.99
保健	7.06	7.58	7.71	7.64	7.63	7.72
家族	1.23	1.29	1.24	1.23	1.27	1.31
積極的労働市場政策	0.29	0.31	0.19	0.17	0.16	0.14
失業	0.26	0.25	0.24	0.21	0.19	0.17
住宅	0.10	0.11	0.12	0.12	0.11	0.12
他の政策分野	0.25	0.49	0.32	0.29	0.33	0.29
アメリカ	19.67	19.39	19.12	19.10	—	—
高齢	5.93	6.05	6.09	6.27	—	—
遺族	0.73	0.71	0.70	0.69	—	—
障害、業務災害、傷病	1.57	1.58	1.59	1.58	—	—
保健	8.16	8.14	8.12	8.16	—	—
家族	0.75	0.72	0.69	0.69	—	—
積極的労働市場政策	0.16	0.14	0.13	0.12	—	—
失業	1.09	0.79	0.59	0.43	—	—
住宅	0.39	0.35	0.29	0.28	—	—
他の政策分野	0.89	0.92	0.89	0.89	—	—
イギリス	23.46	23.22	23.34	22.76	—	—
高齢	7.11	7.16	7.33	7.25	—	—
遺族	0.07	0.06	0.06	0.06	—	—
障害、業務災害、傷病	2.11	2.13	2.12	2.07	—	—
保健	7.44	7.28	7.19	7.13	—	—
家族	3.93	3.93	3.97	3.79	—	—
積極的労働市場政策	0.38	0.23	0.22	0.21	—	—
失業	0.52	0.53	0.54	0.44	—	—
住宅	1.39	1.43	1.46	1.43	—	—
他の政策分野	0.52	0.48	0.45	0.38	—	—
ドイツ	27.07	25.85	25.94	26.11	—	—
高齢	8.60	8.27	8.30	8.20	—	—
遺族	2.05	1.96	1.95	1.91	—	—
障害、業務災害、傷病	3.08	3.09	3.26	3.39	—	—
保健	7.97	7.73	7.78	7.93	—	—
家族	2.21	2.15	2.19	2.23	—	—
積極的労働市場政策	0.89	0.77	0.67	0.66	—	—
失業	1.47	1.13	1.04	1.03	—	—
住宅	0.66	0.61	0.59	0.59	—	—
他の政策分野	0.14	0.14	0.15	0.17	—	—
フランス	30.88	30.68	31.25	31.75	—	—
高齢	11.95	12.10	12.38	12.61	—	—
遺族	1.74	1.73	1.75	1.76	—	—
障害、業務災害、傷病	1.78	1.80	1.84	1.86	—	—
保健	8.42	8.40	8.50	8.61	—	—
家族	2.86	2.81	2.89	2.92	—	—
積極的労働市場政策	1.10	0.90	0.87	0.86	—	—
失業	1.60	1.51	1.58	1.63	—	—
住宅	0.82	0.81	0.82	0.83	—	—
他の政策分野	0.61	0.62	0.64	0.67	—	—
スウェーデン	26.62	26.14	27.13	27.81	—	—
高齢	9.07	8.79	9.24	9.56	—	—
遺族	0.46	0.42	0.41	0.40	—	—
障害、業務災害、傷病	4.55	4.46	4.60	4.68	—	—
保健	6.32	6.36	6.47	6.55	—	—
家族	3.44	3.45	3.57	3.64	—	—
積極的労働市場政策	1.10	1.15	1.27	1.35	—	—
失業	0.57	0.42	0.45	0.46	—	—
住宅	0.43	0.43	0.46	0.46	—	—
他の政策分野	0.67	0.65	0.67	0.71	—	—

（出所） 諸外国の国内総生産比は、OECD National Accounts 2016に基づき、国立社会保障・人口問題研究所が作成。諸外国の社会支出は、第6表に同じ。

第8表 社会保障給付費の部門別推移（1950～2015年度）

年度	社会 保 障 給 付 額 (億円)					給付構成割合 (%)				
	計(A)	医療(B)	年金(C)	福祉その他 (D)	介護対策(E)	計	B/A	C/A	D/A	E/A
1950(昭和25)	1,261	646	615		—	100.0	51.2	48.8		—
1951( 26)	1,571	804	768		—	100.0	51.1	48.9		—
1952( 27)	2,194	1,149	1,046		—	100.0	52.3	47.7		—
1953( 28)	2,577	1,480	1,096		—	100.0	57.5	42.5		—
1954( 29)	3,841	1,712	2,129		—	100.0	44.6	55.4		—
1955( 30)	3,893	1,919	1,974		—	100.0	49.3	50.7		—
1956( 31)	3,986	2,018	1,969		—	100.0	50.6	49.4		—
1957( 32)	4,357	2,224	2,133		—	100.0	51.0	49.0		—
1958( 33)	5,080	2,099	2,981		—	100.0	41.3	58.7		—
1959( 34)	5,778	2,523	3,255		—	100.0	43.7	56.3		—
1960( 35)	6,553	2,942	3,611		—	100.0	44.9	55.1		—
1961( 36)	7,900	3,850	4,050		—	100.0	48.7	51.3		—
1962( 37)	9,219	4,699	4,520		—	100.0	51.0	49.0		—
1963( 38)	11,214	5,885	5,329		—	100.0	52.5	47.5		—
1964( 39)	13,475	7,328	3,056	3,091	—	100.0	54.4	22.7	22.9	—
1965( 40)	16,037	9,137	3,508	3,392	—	100.0	57.0	21.9	21.2	—
1966( 41)	18,670	10,766	4,199	3,705	—	100.0	57.7	22.5	19.8	—
1967( 42)	21,644	12,583	4,947	4,114	—	100.0	58.1	22.9	19.0	—
1968( 43)	25,096	14,679	5,835	4,582	—	100.0	58.5	23.3	18.3	—
1969( 44)	28,752	16,975	6,935	4,842	—	100.0	59.0	24.1	16.8	—
1970( 45)	35,239	20,758	8,562	5,920	—	100.0	58.9	24.3	16.8	—
1971( 46)	40,258	22,505	10,192	7,561	—	100.0	55.9	25.3	18.8	—
1972( 47)	49,845	28,111	12,367	9,367	—	100.0	56.4	24.8	18.8	—
1973( 48)	62,587	34,270	16,758	11,559	—	100.0	54.8	26.8	18.5	—
1974( 49)	90,270	47,208	26,782	16,280	—	100.0	52.3	29.7	18.0	—
1975( 50)	117,693	57,132	38,831	21,730	—	100.0	48.5	33.0	18.5	—
1976( 51)	145,165	68,098	53,415	23,652	—	100.0	46.9	36.8	16.3	—
1977( 52)	168,868	76,256	65,880	26,732	—	100.0	45.2	39.0	15.8	—
1978( 53)	197,763	89,167	78,377	30,219	—	100.0	45.1	39.6	15.3	—
1979( 54)	219,832	97,743	89,817	32,272	—	100.0	44.5	40.9	14.7	—
1980( 55)	247,736	107,329	104,525	35,882	—	100.0	43.3	42.2	14.5	—
1981( 56)	275,638	115,221	120,420	39,997	—	100.0	41.8	43.7	14.5	—
1982( 57)	300,973	124,118	133,404	43,451	—	100.0	41.2	44.3	14.4	—
1983( 58)	319,733	130,983	144,108	44,642	—	100.0	41.0	45.1	14.0	—
1984( 59)	336,396	135,654	154,527	46,216	—	100.0	40.3	45.9	13.7	—
1985( 60)	356,798	142,830	168,923	45,044	—	100.0	40.0	47.3	12.6	—
1986( 61)	385,918	151,489	187,620	46,809	—	100.0	39.3	48.6	12.1	—
1987( 62)	407,337	160,001	199,874	47,462	—	100.0	39.3	49.1	11.7	—
1988( 63)	424,582	166,726	210,459	47,397	—	100.0	39.3	49.6	11.2	—
1989(平成元)	450,554	176,814	225,407	48,333	—	100.0	39.2	50.0	10.7	—
1990( 2)	474,153	185,539	240,420	48,194	—	100.0	39.1	50.7	10.2	—
1991( 3)	503,697	197,100	256,145	50,453	—	100.0	39.1	50.9	10.0	—
1992( 4)	540,712	211,572	274,013	55,128	—	100.0	39.1	50.7	10.2	—
1993( 5)	570,560	220,346	290,376	59,838	—	100.0	38.6	50.9	10.5	—
1994( 6)	607,240	230,977	310,083	66,180	—	100.0	38.0	51.1	10.9	—
1995( 7)	649,842	242,876	334,985	71,981	—	100.0	37.4	51.5	11.1	—
1996( 8)	678,253	254,034	349,547	74,672	—	100.0	37.5	51.5	11.0	—
1997( 9)	697,151	255,434	363,995	77,722	—	100.0	36.6	52.2	11.1	—
1998( 10)	724,226	256,418	384,104	83,704	—	100.0	35.4	53.0	11.6	—
1999( 11)	753,114	266,345	399,110	87,658	—	100.0	35.4	53.0	11.6	—
2000( 12)	783,985	262,274	412,011	109,700	32,806	100.0	33.5	52.6	14.0	4.2
2001( 13)	816,724	268,570	425,713	122,441	41,563	100.0	32.9	52.1	15.0	5.1
2002( 14)	838,402	265,087	443,781	129,533	47,053	100.0	31.6	52.9	15.5	5.6
2003( 15)	845,306	268,430	447,845	129,031	51,559	100.0	31.8	53.0	15.3	6.1
2004( 16)	860,818	273,612	455,187	132,020	56,167	100.0	31.8	52.9	15.3	6.5
2005( 17)	888,527	283,985	468,384	136,158	58,701	100.0	32.0	52.7	15.3	6.6
2006( 18)	906,729	289,413	478,896	138,421	60,492	100.0	31.9	52.8	15.3	6.7
2007( 19)	930,793	298,191	488,818	143,784	63,584	100.0	32.0	52.5	15.4	6.8
2008( 20)	958,438	304,560	501,853	152,025	66,513	100.0	31.8	52.4	15.9	6.9
2009( 21)	1,016,709	316,647	523,446	176,616	71,192	100.0	31.1	51.5	17.4	7.0
2010( 22)	1,053,612	331,700	529,830	192,083	75,082	100.0	31.5	50.3	18.2	7.1
2011( 23)	1,082,682	343,136	530,745	208,801	78,881	100.0	31.7	49.0	19.3	7.3
2012( 24)	1,090,720	348,793	539,860	202,067	83,965	100.0	32.0	49.5	18.5	7.7
2013( 25)	1,107,736	356,151	546,084	205,502	87,879	100.0	32.2	49.3	18.6	7.9
2014( 26)	1,121,672	363,257	543,427	214,988	91,896	100.0	32.4	48.4	19.2	8.2
2015( 27)	1,148,596	377,107	549,465	222,024	94,049	100.0	32.8	47.8	19.3	8.2

(注)  
 1. 四捨五入の関係で総数が一致しない場合がある。  
 2. 部門別分類は集計表2を再集計したものである。部門別「医療」は集計表2の「疾病・出産－医療」と「業務災害－医療」の計、「年金」は「業務災害－年金」と「年金」の計、「福祉その他」はこれら以外の項目の計である。  
 3. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。

第9表 社会保障給付費の部門別推移（対国内総生産比）（1951～2015年度）

（単位：%）

年度	社会保障給付費(対国内総生産比)					国内総生産 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	介護対策	
1951(昭和26)	2.87	1.47	1.40		—	54,815
1952( 27)	3.44	1.80	1.64		—	63,730
1953( 28)	3.42	1.97	1.46		—	75,264
1954( 29)	4.91	2.19	2.72		—	78,246
1955( 30)	4.53	2.23	2.30		—	85,979
1956( 31)	4.13	2.09	2.04		—	96,477
1957( 32)	3.94	2.01	1.93		—	110,641
1958( 33)	4.29	1.77	2.52		—	118,451
1959( 34)	4.16	1.82	2.34		—	138,970
1960( 35)	3.93	1.76	2.16		—	166,806
1961( 36)	3.92	1.91	2.01		—	201,708
1962( 37)	4.13	2.10	2.02		—	223,288
1963( 38)	4.28	2.24	2.03		—	262,286
1964( 39)	4.43	2.41	1.01	1.02	—	303,997
1965( 40)	4.75	2.71	1.04	1.00	—	337,653
1966( 41)	4.70	2.71	1.06	0.93	—	396,989
1967( 42)	4.66	2.71	1.07	0.89	—	464,454
1968( 43)	4.57	2.67	1.06	0.83	—	549,470
1969( 44)	4.42	2.61	1.07	0.74	—	650,614
1970( 45)	4.68	2.76	1.14	0.79	—	752,985
1971( 46)	4.86	2.71	1.23	0.91	—	828,993
1972( 47)	5.17	2.91	1.28	0.97	—	964,863
1973( 48)	5.36	2.94	1.44	0.99	—	1,167,150
1974( 49)	6.52	3.41	1.93	1.18	—	1,384,511
1975( 50)	7.72	3.75	2.55	1.43	—	1,523,616
1976( 51)	8.47	3.98	3.12	1.38	—	1,712,934
1977( 52)	8.88	4.01	3.47	1.41	—	1,900,945
1978( 53)	9.48	4.27	3.76	1.45	—	2,086,022
1979( 54)	9.76	4.34	3.99	1.43	—	2,252,372
1980( 55)	9.97	4.32	4.21	1.44	—	2,483,759
1981( 56)	10.42	4.35	4.55	1.51	—	2,646,417
1982( 57)	10.90	4.49	4.83	1.57	—	2,761,628
1983( 58)	11.07	4.54	4.99	1.55	—	2,887,727
1984( 59)	10.91	4.40	5.01	1.50	—	3,082,384
1985( 60)	10.80	4.32	5.11	1.36	—	3,303,968
1986( 61)	11.28	4.43	5.48	1.37	—	3,422,664
1987( 62)	11.24	4.42	5.52	1.31	—	3,622,967
1988( 63)	10.95	4.30	5.43	1.22	—	3,876,856
1989(平成元)	10.83	4.25	5.42	1.16	—	4,158,852
1990( 2)	10.50	4.11	5.32	1.07	—	4,516,830
1991( 3)	10.64	4.16	5.41	1.07	—	4,736,076
1992( 4)	11.19	4.38	5.67	1.14	—	4,832,556
1993( 5)	11.82	4.57	6.02	1.24	—	4,826,076
1994( 6)	12.09	4.60	6.17	1.32	—	5,023,827
1995( 7)	12.58	4.70	6.48	1.39	—	5,167,065
1996( 8)	12.83	4.81	6.61	1.41	—	5,286,661
1997( 9)	13.08	4.79	6.83	1.46	—	5,331,487
1998( 10)	13.77	4.87	7.30	1.59	—	5,261,090
1999( 11)	14.43	5.10	7.65	1.68	—	5,219,973
2000( 12)	14.83	4.96	7.79	2.08	0.62	5,286,212
2001( 13)	15.74	5.18	8.20	2.36	0.80	5,188,892
2002( 14)	16.29	5.15	8.62	2.52	0.91	5,146,750
2003( 15)	16.31	5.18	8.64	2.49	0.99	5,181,998
2004( 16)	16.52	5.25	8.74	2.53	1.08	5,210,039
2005( 17)	16.90	5.40	8.91	2.59	1.12	5,258,139
2006( 18)	17.13	5.47	9.05	2.62	1.14	5,292,550
2007( 19)	17.53	5.62	9.21	2.71	1.20	5,310,134
2008( 20)	18.82	5.98	9.85	2.98	1.31	5,093,984
2009( 21)	20.66	6.43	10.64	3.59	1.45	4,920,751
2010( 22)	21.11	6.64	10.61	3.85	1.50	4,991,948
2011( 23)	21.92	6.95	10.75	4.23	1.60	4,938,531
2012( 24)	22.05	7.05	10.91	4.08	1.70	4,946,744
2013( 25)	21.83	7.02	10.76	4.05	1.73	5,074,011
2014( 26)	21.66	7.01	10.49	4.15	1.77	5,178,666
2015( 27)	21.58	7.09	10.32	4.17	1.77	5,321,914

（資料）国内総生産は、昭和29年度以前は経済企画庁「昭和53年版国民所得統計年報」、昭和30-52年度は同「長期勘及主要系列国民経済計算報告」、昭和53-54年度は同「平成12年版国民経済計算年報」、昭和55年度以降は内閣府の各年版「国民経済計算年報」による。

第10表 社会保障給付費の部門別推移（対国民所得比）（1951～2015年度）

（単位：％）

年度	社会保障給付費(対国民所得比)					国民所得 (億円)
	計	医療	年金	福祉その他	介護対策	
1951(昭和26)	3.54	1.81	1.73			44,346
1952( 27)	4.21	2.20	2.01			52,159
1953( 28)	4.29	2.47	1.83			60,015
1954( 29)	5.83	2.60	3.23			65,917
1955( 30)	5.58	2.75	2.83			69,733
1956( 31)	5.05	2.56	2.49			78,962
1957( 32)	4.91	2.51	2.41			88,681
1958( 33)	5.41	2.24	3.18			93,829
1959( 34)	5.23	2.28	2.95			110,421
1960( 35)	4.86	2.18	2.68			134,967
1961( 36)	4.91	2.39	2.52			160,819
1962( 37)	5.15	2.63	2.53			178,933
1963( 38)	5.31	2.79	2.53			210,993
1964( 39)	5.60	3.05	1.27	1.29		240,514
1965( 40)	5.98	3.41	1.31	1.26		268,270
1966( 41)	5.90	3.40	1.33	1.17		316,448
1967( 42)	5.76	3.35	1.32	1.10		375,477
1968( 43)	5.74	3.36	1.33	1.05		437,209
1969( 44)	5.52	3.26	1.33	0.93		521,178
1970( 45)	5.77	3.40	1.40	0.97		610,297
1971( 46)	6.11	3.41	1.55	1.15		659,105
1972( 47)	6.40	3.61	1.59	1.20		779,369
1973( 48)	6.53	3.58	1.75	1.21		958,396
1974( 49)	8.03	4.20	2.38	1.45		1,124,716
1975( 50)	9.49	4.61	3.13	1.75		1,239,907
1976( 51)	10.34	4.85	3.80	1.68		1,403,972
1977( 52)	10.85	4.90	4.23	1.72		1,557,032
1978( 53)	11.51	5.19	4.56	1.76		1,717,785
1979( 54)	12.07	5.36	4.93	1.77		1,822,066
1980( 55)	12.15	5.26	5.13	1.76		2,038,787
1981( 56)	13.03	5.44	5.69	1.89		2,116,151
1982( 57)	13.67	5.64	6.06	1.97		2,201,314
1983( 58)	13.82	5.66	6.23	1.93		2,312,900
1984( 59)	13.84	5.58	6.36	1.90		2,431,172
1985( 60)	13.69	5.48	6.48	1.73		2,605,599
1986( 61)	14.40	5.65	7.00	1.75		2,679,415
1987( 62)	14.49	5.69	7.11	1.69		2,810,998
1988( 63)	14.03	5.51	6.95	1.57		3,027,101
1989(平成元)	14.04	5.51	7.03	1.51		3,208,020
1990( 2)	13.67	5.35	6.93	1.39		3,468,929
1991( 3)	13.65	5.34	6.94	1.37		3,689,316
1992( 4)	14.77	5.78	7.49	1.51		3,660,072
1993( 5)	15.62	6.03	7.95	1.64		3,653,760
1994( 6)	16.49	6.27	8.42	1.80		3,683,506
1995( 7)	17.17	6.42	8.85	1.90		3,784,796
1996( 8)	17.33	6.49	8.93	1.91		3,913,605
1997( 9)	17.95	6.58	9.37	2.00		3,884,837
1998( 10)	19.15	6.78	10.16	2.21		3,782,396
1999( 11)	19.98	7.06	10.59	2.33		3,770,032
2000( 12)	20.31	6.80	10.67	2.84	0.85	3,859,685
2001( 13)	21.82	7.18	11.37	3.27	1.11	3,743,078
2002( 14)	22.50	7.11	11.91	3.48	1.26	3,726,487
2003( 15)	22.37	7.10	11.85	3.41	1.36	3,779,521
2004( 16)	22.49	7.15	11.89	3.45	1.47	3,826,819
2005( 17)	22.94	7.33	12.09	3.52	1.52	3,873,557
2006( 18)	23.11	7.38	12.21	3.53	1.54	3,923,513
2007( 19)	23.73	7.60	12.46	3.67	1.62	3,922,979
2008( 20)	26.33	8.37	13.79	4.18	1.83	3,639,913
2009( 21)	28.77	8.96	14.81	5.00	2.01	3,534,222
2010( 22)	29.11	9.16	14.64	5.31	2.07	3,619,241
2011( 23)	30.21	9.57	14.81	5.83	2.20	3,584,029
2012( 24)	30.31	9.69	15.00	5.62	2.33	3,598,267
2013( 25)	29.62	9.52	14.60	5.49	2.35	3,740,063
2014( 26)	29.65	9.60	14.36	5.68	2.43	3,783,183
2015( 27)	29.57	9.71	14.14	5.72	2.42	3,884,604

（資料）国民所得は、第9表に同じ。

第11表 社会保障給付費・国内総生産・国民所得の対前年度伸び率の推移（1951～2015年度）

（単位：％）

年度	社会保障給付費					国内総生産	国民所得
	計	医療	年金	福祉その他	介護対策		
1951(昭和26)	24.6	24.5	24.9		—	—	—
1952( 27)	39.7	42.9	36.2		—	16.3	17.6
1953( 28)	17.5	28.8	4.8		—	18.1	15.1
1954( 29)	49.0	15.7	94.3		—	4.0	9.8
1955( 30)	1.4	12.1	△ 7.3		—	9.9	5.8
1956( 31)	2.4	5.2	△ 0.3		—	12.2	13.2
1957( 32)	9.3	10.2	8.3		—	14.7	12.3
1958( 33)	16.6	△ 5.6	39.8		—	7.1	5.8
1959( 34)	13.7	20.2	9.2		—	17.3	17.7
1960( 35)	13.4	16.6	10.9		—	20.0	22.2
1961( 36)	20.6	30.9	12.2		—	20.9	19.2
1962( 37)	16.7	22.1	11.6		—	10.7	11.3
1963( 38)	21.6	25.2	17.9		—	17.5	17.9
1964( 39)	20.2	24.5	15.3		—	15.9	14.0
1965( 40)	19.0	24.7	14.8	9.7	—	11.1	11.5
1966( 41)	16.4	17.8	19.7	9.2	—	17.6	18.0
1967( 42)	15.9	16.9	17.8	11.0	—	17.0	18.7
1968( 43)	15.9	16.7	18.0	11.4	—	18.3	16.4
1969( 44)	14.6	15.6	18.9	5.7	—	18.4	19.2
1970( 45)	22.6	22.3	23.4	22.2	—	15.7	17.1
1971( 46)	14.2	8.4	19.0	27.7	—	10.1	8.0
1972( 47)	23.8	24.9	21.3	23.9	—	16.4	18.2
1973( 48)	25.6	21.9	35.5	23.4	—	21.0	23.0
1974( 49)	44.2	37.8	59.8	40.8	—	18.6	17.4
1975( 50)	30.4	21.0	45.0	33.5	—	10.0	10.2
1976( 51)	23.3	19.2	37.6	8.8	—	12.4	13.2
1977( 52)	16.3	12.0	23.3	13.0	—	11.0	10.9
1978( 53)	17.1	16.9	19.0	13.0	—	9.7	10.3
1979( 54)	11.2	9.6	14.6	6.8	—	8.0	6.1
1980( 55)	12.7	9.8	16.4	11.2	—	10.3	11.9
1981( 56)	11.3	7.4	15.2	11.5	—	6.5	3.8
1982( 57)	9.2	7.7	10.8	8.6	—	4.4	4.0
1983( 58)	6.2	5.5	8.0	2.7	—	4.6	5.1
1984( 59)	5.2	3.6	7.2	3.5	—	6.7	5.1
1985( 60)	6.1	5.3	9.3	△ 2.5	—	7.2	7.2
1986( 61)	8.2	6.1	11.1	3.9	—	3.6	2.8
1987( 62)	5.6	5.6	6.5	1.4	—	5.9	4.9
1988( 63)	4.2	4.2	5.3	△ 0.1	—	7.0	7.7
1989(平成元)	6.1	6.1	7.1	2.0	—	7.3	6.0
1990( 2)	5.2	4.9	6.7	△ 0.3	—	8.6	8.1
1991( 3)	6.2	6.2	6.5	4.7	—	4.9	6.4
1992( 4)	7.3	7.3	7.0	9.3	—	2.0	△ 0.8
1993( 5)	5.5	4.1	6.0	8.5	—	△ 0.1	△ 0.2
1994( 6)	6.4	4.8	6.8	10.6	—	4.1	0.8
1995( 7)	7.0	5.2	8.0	8.8	—	2.9	2.7
1996( 8)	4.4	4.6	4.3	3.7	—	2.3	3.4
1997( 9)	2.8	0.6	4.1	4.1	—	0.8	△ 0.7
1998( 10)	3.9	0.4	5.5	7.7	—	△ 1.3	△ 2.6
1999( 11)	4.0	3.9	3.9	4.7	—	△ 0.8	△ 0.3
2000( 12)	4.1	△ 1.5	3.2	25.1	—	1.3	2.4
2001( 13)	4.2	2.4	3.3	11.6	26.7	△ 1.8	△ 3.0
2002( 14)	2.7	△ 1.3	4.2	5.8	13.2	△ 0.8	△ 0.4
2003( 15)	0.8	1.3	0.9	△ 0.4	9.6	0.7	1.4
2004( 16)	1.8	1.9	1.6	2.3	8.9	0.5	1.3
2005( 17)	3.2	3.8	2.9	3.1	4.5	0.9	1.2
2006( 18)	2.0	1.9	2.2	1.7	3.1	0.7	1.3
2007( 19)	2.7	3.0	2.1	3.9	5.1	0.3	△ 0.0
2008( 20)	3.0	2.1	2.7	5.7	4.6	△ 4.1	△ 7.2
2009( 21)	6.1	4.0	4.3	16.2	7.0	△ 3.4	△ 2.9
2010( 22)	3.6	4.8	1.2	8.8	5.5	1.4	2.4
2011( 23)	2.8	3.4	0.2	8.7	5.1	△ 1.1	△ 1.0
2012( 24)	0.7	1.6	1.7	△ 3.2	6.4	0.2	0.4
2013( 25)	1.6	2.1	1.2	1.7	4.7	2.6	3.9
2014( 26)	1.3	2.0	△ 0.5	4.6	4.6	2.1	1.2
2015( 27)	2.4	3.8	1.1	3.3	2.3	2.8	2.7

（資料）国内総生産および国民所得は、第9表に同じ。



第12表 1人当たり社会保障給付費と1人当たり国内総生産および1人当たり国民所得の推移  
(1951～2015年度)

年度	1人当たり社会保障給付費		1人当たり国内総生産		1人当たり国民所得	
	実額(千円)	指数 1973年=100	実額(千円)	指数 1973年=100	実額(千円)	指数 1973年=100
1951(昭和26)	1.9	3.2	64.8	6.1	52.5	6.0
1952( 27)	2.6	4.5	74.3	6.9	60.8	6.9
1953( 28)	3.0	5.2	86.5	8.1	69.0	7.9
1954( 29)	4.4	7.6	88.7	8.3	74.7	8.5
1955( 30)	4.4	7.6	96.3	9.0	78.1	8.9
1956( 31)	4.4	7.7	107.0	10.0	87.6	10.0
1957( 32)	4.8	8.4	121.7	11.4	97.5	11.1
1958( 33)	5.5	9.7	129.1	12.1	102.2	11.6
1959( 34)	6.2	10.9	150.0	14.0	119.2	13.6
1960( 35)	7.0	12.2	178.6	16.7	144.5	16.4
1961( 36)	8.4	14.6	213.9	20.0	170.6	19.4
1962( 37)	9.7	16.9	234.6	21.9	188.0	21.4
1963( 38)	11.7	20.3	272.8	25.5	219.4	25.0
1964( 39)	13.9	24.2	312.8	29.2	247.5	28.2
1965( 40)	16.3	28.4	343.6	32.1	273.0	31.1
1966( 41)	18.9	32.9	400.9	37.5	319.5	36.4
1967( 42)	21.6	37.7	463.5	43.3	374.7	42.7
1968( 43)	24.8	43.2	542.3	50.7	431.5	49.1
1969( 44)	28.0	48.9	634.5	59.3	508.3	57.9
1970( 45)	34.0	59.2	726.0	67.9	588.4	67.0
1971( 46)	38.3	66.7	788.4	73.7	626.9	71.4
1972( 47)	46.3	80.8	896.8	83.8	724.4	82.5
1973( 48)	57.4	100.0	1,069.8	100.0	878.4	100.0
1974( 49)	81.6	142.3	1,252.1	117.0	1,017.2	115.8
1975( 50)	105.1	183.3	1,361.1	127.2	1,107.7	126.1
1976( 51)	128.4	223.8	1,514.6	141.6	1,241.4	141.3
1977( 52)	147.9	257.9	1,665.1	155.7	1,363.8	155.3
1978( 53)	171.7	299.3	1,810.9	169.3	1,491.3	169.8
1979( 54)	189.3	329.9	1,939.1	181.3	1,568.7	178.6
1980( 55)	211.6	368.9	2,121.8	198.3	1,741.7	198.3
1981( 56)	233.8	407.5	2,244.6	209.8	1,794.8	204.3
1982( 57)	253.5	441.9	2,326.0	217.4	1,854.1	211.1
1983( 58)	267.5	466.3	2,415.8	225.8	1,934.9	220.3
1984( 59)	279.6	487.4	2,562.1	239.5	2,020.8	230.1
1985( 60)	294.8	513.8	2,729.4	255.1	2,152.5	245.0
1986( 61)	317.2	553.0	2,813.3	263.0	2,202.4	250.7
1987( 62)	333.2	580.9	2,963.8	277.1	2,299.6	261.8
1988( 63)	345.9	603.0	3,158.5	295.2	2,466.2	280.7
1989(平成元)	365.7	637.5	3,375.6	315.5	2,603.8	296.4
1990( 2)	383.6	668.7	3,654.1	341.6	2,806.3	319.5
1991( 3)	405.9	707.5	3,816.3	356.7	2,972.8	338.4
1992( 4)	434.1	756.7	3,879.5	362.7	2,938.2	334.5
1993( 5)	456.7	796.1	3,862.8	361.1	2,924.5	332.9
1994( 6)	484.8	845.1	4,010.6	374.9	2,940.6	334.8
1995( 7)	517.5	902.1	4,114.9	384.7	3,014.1	343.1
1996( 8)	538.9	939.4	4,200.5	392.7	3,109.5	354.0
1997( 9)	552.6	963.3	4,226.1	395.0	3,079.4	350.6
1998( 10)	572.6	998.2	4,159.9	388.9	2,990.7	340.5
1999( 11)	594.6	1,036.5	4,121.0	385.2	2,976.3	338.8
2000( 12)	617.7	1,076.7	4,164.8	389.3	3,040.9	346.2
2001( 13)	641.5	1,118.3	4,075.6	381.0	2,940.0	334.7
2002( 14)	657.6	1,146.4	4,037.1	377.4	2,923.1	332.8
2003( 15)	662.0	1,154.0	4,058.1	379.4	2,959.8	336.9
2004( 16)	673.6	1,174.3	4,077.1	381.1	2,994.7	340.9
2005( 17)	695.4	1,212.3	4,115.4	384.7	3,031.7	345.1
2006( 18)	708.9	1,235.8	4,138.0	386.8	3,067.6	349.2
2007( 19)	727.0	1,267.3	4,147.5	387.7	3,064.0	348.8
2008( 20)	748.3	1,304.4	3,977.1	371.8	2,841.8	323.5
2009( 21)	794.1	1,384.3	3,843.4	359.3	2,760.4	314.2
2010( 22)	822.8	1,434.3	3,898.2	364.4	2,826.3	321.7
2011( 23)	846.9	1,476.4	3,863.2	361.1	2,803.7	319.2
2012( 24)	854.8	1,490.2	3,877.0	362.4	2,820.1	321.0
2013( 25)	869.4	1,515.6	3,982.3	372.3	2,935.4	334.2
2014( 26)	881.6	1,536.8	4,070.1	380.5	2,973.3	338.5
2015( 27)	903.7	1,575.4	4,187.4	391.4	3,056.5	347.9

(資料) 国内総生産および国民所得は、第9表に同じ。



第13表 機能別社会保障給付費の推移（1994～2015年度）

（単位：億円）

年度	社会保障給付費									
	合計	高齢	遺族	障害	労働災害	保健医療	家族	失業	住宅	生活保護 その他
1994(平成6)	607,240	250,536	50,952	17,347	10,491	223,339	19,917	19,114	1,207	14,337
1995(7)	649,842	273,941	53,489	18,228	10,698	234,419	21,072	22,051	1,275	14,667
1996(8)	678,253	287,510	54,785	18,459	10,895	245,573	23,579	22,101	1,376	13,976
1997(9)	697,151	303,333	54,763	18,727	10,989	246,544	23,250	23,318	1,496	14,731
1998(10)	724,226	317,442	56,494	24,177	10,881	247,176	23,988	26,866	1,615	15,587
1999(11)	753,114	335,233	58,195	21,008	10,675	256,374	24,967	28,122	1,802	16,738
2000(12)	783,985	366,882	59,583	21,510	10,584	251,988	27,425	26,392	2,007	17,613
2001(13)	816,724	387,752	60,881	22,172	10,542	257,668	30,146	26,615	2,240	18,709
2002(14)	838,402	410,248	61,691	22,882	10,190	253,985	31,525	25,508	2,521	19,853
2003(15)	845,306	417,864	62,508	23,030	10,061	256,613	31,638	19,505	2,823	21,264
2004(16)	860,818	428,176	63,332	23,629	9,905	261,267	34,241	14,676	3,073	22,519
2005(17)	888,527	441,027	64,584	23,971	9,842	271,437	35,783	14,524	4,290	23,070
2006(18)	906,729	451,995	65,289	27,059	9,957	276,557	35,537	13,472	3,621	23,242
2007(19)	930,793	463,613	66,135	29,453	9,843	286,190	35,767	12,772	3,762	23,259
2008(20)	958,438	478,696	66,732	31,570	9,894	292,388	37,060	14,173	3,980	23,946
2009(21)	1,016,709	503,822	67,449	34,022	9,649	303,629	38,505	27,927	4,570	27,136
2010(22)	1,053,612	513,349	67,944	33,984	9,428	317,385	54,825	22,499	5,129	29,069
2011(23)	1,082,682	517,817	68,021	35,349	9,579	327,152	57,243	22,556	5,470	39,495
2012(24)	1,090,720	532,091	67,822	37,650	9,488	333,123	55,042	18,306	5,735	31,462
2013(25)	1,107,736	542,585	67,433	39,251	9,303	340,169	55,158	16,206	5,876	31,756
2014(26)	1,121,672	544,471	66,682	40,118	9,327	346,779	58,980	14,710	5,929	34,676
2015(27)	1,148,596	552,350	66,699	42,159	9,108	360,409	63,502	14,409	6,172	33,789

（注）

1. 第13表は、ILO事務局『第19次社会保障費用調査』の分類に従って算出したものである。
2. 機能別分類の項目説明は、68-69頁参照。

第14表 社会保障財源の項目別推移（1951～2015年度）

年度	被保険者 拠出		事業主拠出		公費負担		国庫負担	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
1951(昭和26)	568	28.1	578	28.6	738	36.5	478	23.6
1954( 29)	1,047	23.7	912	20.7	2,238	50.7	1,768	40.0
1957( 32)	1,383	23.7	2,649	45.4	1,415	24.2	1,068	18.3
1960( 35)	2,430	26.2	3,860	41.7	2,288	24.7	1,897	20.5
1961( 36)	3,038	26.3	3,514	30.4	4,053	35.1	3,629	31.4
1962( 37)	3,633	26.7	4,227	31.0	4,521	33.2	4,019	29.5
1963( 38)	4,282	26.2	5,119	31.3	5,439	33.3	4,815	29.4
1964( 39)	5,031	26.3	5,921	30.9	6,415	33.5	5,570	29.1
1965( 40)	6,475	27.0	7,293	30.4	7,792	32.5	6,798	28.3
1966( 41)	7,750	26.9	8,680	30.1	8,946	31.0	7,801	27.0
1967( 42)	8,814	26.1	10,213	30.2	10,303	30.5	9,023	26.7
1968( 43)	10,580	26.5	11,854	29.7	12,065	30.2	10,607	26.6
1969( 44)	13,205	29.2	13,992	30.9	13,588	30.0	11,964	26.4
1970( 45)	15,558	28.5	17,043	31.2	16,420	30.0	14,425	26.4
1971( 46)	18,638	28.7	20,743	31.9	18,481	28.4	16,285	25.1
1972( 47)	21,779	28.0	24,242	31.1	23,097	29.7	20,041	25.7
1973( 48)	26,906	27.4	30,131	30.7	30,933	31.5	26,701	27.2
1974( 49)	37,219	27.6	41,415	30.7	42,939	31.8	37,238	27.6
1975( 50)	44,238	26.4	50,826	30.4	55,421	33.1	48,519	29.0
1976( 51)	52,368	26.1	60,324	30.1	66,306	33.1	58,334	29.1
1977( 52)	62,801	26.7	70,687	30.1	77,090	32.8	68,003	28.9
1978( 53)	71,177	26.4	79,081	29.3	90,384	33.5	80,040	29.7
1979( 54)	78,591	26.4	86,247	28.9	100,626	33.7	89,031	29.9
1980( 55)	88,844	26.5	97,394	29.1	110,409	32.9	97,936	29.2
1981( 56)	100,214	26.8	109,937	29.4	119,044	31.8	105,794	28.3
1982( 57)	107,434	26.8	117,678	29.4	125,474	31.3	111,839	27.9
1983( 58)	112,755	26.9	124,646	29.7	125,642	29.9	111,057	26.5
1984( 59)	118,918	26.7	132,208	29.7	130,998	29.4	115,417	25.9
1985( 60)	131,583	27.1	144,363	29.7	137,837	28.4	117,880	24.3
1986( 61)	136,729	26.7	155,063	30.3	142,732	27.9	119,920	23.4
1987( 62)	143,348	26.9	161,273	30.2	145,054	27.2	121,474	22.8
1988( 63)	151,122	26.4	171,707	30.0	162,482	28.4	137,404	24.0
1989(平成元)	163,018	27.4	188,116	31.7	152,785	25.7	127,465	21.5
1990( 2)	184,966	28.3	210,188	32.2	161,600	24.8	134,663	20.6
1991( 3)	200,322	28.7	224,320	32.2	169,914	24.4	141,240	20.3
1992( 4)	208,449	28.6	234,765	32.3	180,278	24.8	147,488	20.3
1993( 5)	216,865	28.7	242,573	32.1	187,765	24.8	153,528	20.3
1994( 6)	225,441	28.8	249,427	31.9	194,161	24.8	157,064	20.1
1995( 7)	244,118	29.2	268,047	32.0	207,178	24.8	165,793	19.8
1996( 8)	252,483	29.5	274,621	32.1	212,363	24.8	168,340	19.7
1997( 9)	262,366	29.6	285,813	32.2	216,398	24.4	171,001	19.3
1998( 10)	263,330	29.9	286,421	32.6	218,957	24.9	171,766	19.5
1999( 11)	261,059	27.0	284,242	29.4	253,489	26.2	202,967	21.0
2000( 12)	266,560	29.9	283,077	31.8	250,710	28.2	197,102	22.1
2001( 13)	274,693	30.8	286,509	32.2	265,467	29.8	207,155	23.2
2002( 14)	274,704	31.8	284,027	32.9	266,218	30.8	205,704	23.8
2003( 15)	273,770	26.6	272,478	26.5	275,949	26.8	211,514	20.5
2004( 16)	275,259	28.6	262,230	27.2	285,930	29.7	216,057	22.4
2005( 17)	283,663	24.5	269,633	23.3	300,369	25.9	222,610	19.2
2006( 18)	292,358	28.4	275,540	26.8	311,215	30.2	220,620	21.4
2007( 19)	296,915	30.0	277,558	28.0	318,638	32.2	223,954	22.6
2008( 20)	301,410	30.3	278,849	28.0	332,296	33.4	234,157	23.5
2009( 21)	293,167	24.5	267,037	22.3	390,527	32.6	286,164	23.9
2010( 22)	303,291	27.7	281,530	25.7	407,942	37.2	295,246	26.9
2011( 23)	310,700	26.9	290,629	25.1	434,966	37.6	315,419	27.3
2012( 24)	322,238	25.3	292,148	23.0	426,731	33.5	303,978	23.9
2013( 25)	331,665	26.0	298,266	23.4	434,204	34.1	309,063	24.2
2014( 26)	342,827	25.0	308,687	22.5	450,072	32.8	319,730	23.3
2015( 27)	353,727	28.7	315,514	25.6	461,379	37.4	324,423	26.3

(注)

1. 第14表は、ILO事務局「第18次社会保障費用調査」の分類（他制度からの移転を除く部分）に従って算出したものである。但し、「社会保障特別税」は我が国では存在しないため表示していない。
2. 公費負担とは「国庫負担」と「他の公費」の合計である。また、「他の公費」とは地方自治体の負担を示す。但し、地方自治体の負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は、公費負担医療費給付分および公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。

(単位：億円、割合%)

他の公費		資産収入		その他		合計
	割合		割合		割合	
260	12.9	22	1.1	117	5.8	2,023
470	10.6	96	2.2	124	2.8	4,417
346	5.9	148	2.5	245	4.2	5,839
391	4.2	458	4.9	224	2.4	9,260
423	3.7	621	5.4	319	2.8	11,545
502	3.7	787	5.8	448	3.3	13,616
624	3.8	965	5.9	549	3.4	16,353
845	4.4	1,203	6.3	567	3.0	19,137
994	4.1	1,516	6.3	921	3.8	23,996
1,145	4.0	1,938	6.7	1,536	5.3	28,850
1,280	3.8	2,459	7.3	2,030	6.0	33,820
1,457	3.6	3,087	7.7	2,349	5.9	39,933
1,624	3.6	3,925	8.7	536	1.2	45,247
1,995	3.6	4,796	8.8	864	1.6	54,681
2,196	3.4	6,158	9.5	957	1.5	64,978
3,055	3.9	7,535	9.7	1,226	1.6	77,877
4,232	4.3	9,137	9.3	1,095	1.1	98,202
5,701	4.2	11,737	8.7	1,678	1.2	134,988
6,903	4.1	14,641	8.7	2,249	1.3	167,375
7,972	4.0	17,391	8.7	4,094	2.0	200,483
9,086	3.9	20,894	8.9	3,515	1.5	234,987
10,344	3.8	23,815	8.8	5,114	1.9	269,571
11,595	3.9	27,284	9.1	5,502	1.8	298,251
12,473	3.7	32,682	9.7	5,929	1.8	335,258
13,250	3.5	38,830	10.4	6,098	1.6	374,123
13,635	3.4	44,366	11.1	5,841	1.5	400,793
14,585	3.5	49,943	11.9	6,655	1.6	419,642
15,581	3.5	55,581	12.5	7,679	1.7	445,384
19,957	4.1	62,020	12.8	9,970	2.1	485,773
22,812	4.5	68,872	13.4	9,046	1.8	512,442
23,580	4.4	71,981	13.5	11,981	2.2	533,637
25,078	4.4	74,309	13.0	13,443	2.3	573,062
25,320	4.3	77,015	13.0	13,159	2.2	594,093
26,936	4.1	83,580	12.8	12,443	1.9	652,777
28,675	4.1	89,374	12.8	13,137	1.9	697,067
32,791	4.5	90,810	12.5	13,622	1.9	727,924
34,237	4.5	95,171	12.6	13,776	1.8	756,149
37,097	4.7	93,630	12.0	19,638	2.5	782,298
41,385	4.9	98,118	11.7	19,501	2.3	836,962
44,023	5.1	96,542	11.3	20,007	2.3	856,017
45,398	5.1	104,424	11.8	17,809	2.0	886,810
47,190	5.4	89,989	10.2	21,138	2.4	879,834
50,522	5.2	144,381	14.9	24,038	2.5	967,210
53,608	6.0	64,976	7.3	25,155	2.8	890,477
58,312	6.5	42,326	4.7	22,125	2.5	891,119
60,514	7.0	15,070	1.7	24,252	2.8	864,271
64,435	6.3	152,194	14.8	55,309	5.4	1,029,701
69,873	7.3	69,975	7.3	69,232	7.2	962,627
77,759	6.7	188,454	16.3	116,898	10.1	1,159,017
90,595	8.8	87,233	8.5	63,655	6.2	1,030,000
94,684	9.6	20,372	2.1	76,497	7.7	989,979
98,139	9.9	7,610	0.8	76,040	7.6	996,205
104,363	8.7	146,162	12.2	101,081	8.4	1,197,973
112,696	10.3	8,388	0.8	95,672	8.7	1,096,823
119,547	10.3	36,529	3.2	84,326	7.3	1,157,149
122,753	9.6	159,968	12.6	71,131	5.6	1,272,217
125,141	9.8	158,045	12.4	52,396	4.1	1,274,578
130,341	9.5	217,195	15.8	53,687	3.9	1,372,466
136,957	11.1	20,571	1.7	81,192	6.6	1,232,383

3. 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。
4. 2011年度集計時に新たに追加した費用について、2005年度まで遡及したことから、2004年度との間で段差が生じている。



## IV 卷末參考資料



## 1. 主な用語の解説

### 1-1 OECD 基準

#### 社会支出

社会支出の範囲は、人々の厚生水準が極端に低下した場合にそれを補うために個人や世帯に対して財政支援や給付をする公的あるいは私的供給とされている。ただし、制度による支出のみとし、人々の直接の財やサービスの購入、個人単位の契約や世帯間の助け合いなどの移転は含まない。

当該制度が「社会的」と判断することが含まれる条件だが、その給付にひとつまたは複数の社会的目的（政策9分野）があり、制度が個人間の所得再分配に寄与しているか、または公的な強制力をもってその制度が存在しているかによって判断される。

これらの基準を踏まえて、我が国の社会支出集計では、以下に説明する公的社会支出と義務的私的社会支出を集計しており、施設整備費など直接個人には移転されない費用を含めたデータを提供している。公的、私的社会支出は、誰が資金面の流れを総合的にコントロールしているか、すなわち公的機関か私的な実施主体か、という点を基礎として区別される。

OECD では公的社会支出・義務的私的社会支出の2つに費用を分けている。社会保障費用統計においては、2つの費用を範囲として集計している。

#### 公的社会支出

公的社会支出は一般政府（中央、地方政府、社会保障基金）によって資金の流れがコントロールされる社会支出であり、社会保険や社会扶助給付として支給される。

#### 義務的私的社会支出

義務的私的社会支出は、私的部門により運営されるが法令により定められた社会的支援であり、例えば公的機関の規定に基づく雇用主による休業被用者への直接疾病手当、私的保険基金への強制拠出による給付などがある。

#### 政策分野別社会支出

社会支出は9つの政策分野に分類される。各政策分野の定義は以下の通り。なお、各政策分野に含まれる具体的な給付・事業については57-65頁を参照のこと。

##### (1) 高齢

退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に

係る費用も計上。

(2)遺族

被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。

(3)障害、業務災害、傷病

業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。

(4)保健

医療の個人サービス及び予防接種や健康診断等の集団サービスを計上。傷病手当金等の疾病に係る現金給付は「障害、業務災害、傷病」に計上。

(5)家族

家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。

(6)積極的労働市場政策

社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。

(7)失業

失業中の所得を保障する現金給付を計上。なお、年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。

(8)住宅

公的住宅や対個人の住宅費用を減らすための給付を計上。

(9)他の政策分野

上記に含まれない社会的給付を計上。具体的には公的扶助給付や他に分類できない現物給付。

## 1-2 ILO 基準

### 社会保障給付費

ILO の第 18 次および第 19 次の社会保障費用調査では、次の 3 つの基準を満たすものを、社会保障制度として定義している。

①制度の目的が、(1)高齢 (2)遺族 (3)障害 (4)労働災害 (5)保健医療 (6)家族 (7)失業 (8)住宅 (9)生活保護その他、のリスクやニーズのいずれかに対する給付を提供するものであること。

②制度が法律によって定められ、それによって特定の権利が付与され、あるいは公的、準公的、若しくは独立の機関によって責任が課せられるものであること。

③制度が法律によって定められた公的、準公的、若しくは独立の機関によって管理され



ていること。あるいは法的に定められた責務の実行を委任された民間の機関であること。

我が国では、この ILO の基準を踏まえた社会保障給付費の集計を 1950 年度分から行っており、個人に帰着する給付の部分を把握できるデータとして、政策立案に資する基礎資料としての活用をはじめ、幅広く利用されてきた。

#### 部門別社会保障給付費

部門別としては、「医療」「年金」「福祉その他」の 3 つに区分している。これは、我が国独自の区分方法であり、ILO 第 18 次調査の社会保障給付費収支表（20-27 頁）を基礎としている。

##### (1)医療

社会保障給付費収支表のうち、「疾病・出産」の医療及び「業務災害」の医療の合計である。医療保険、後期高齢者医療の医療給付、生活保護の医療扶助、労災保険の医療給付、結核、精神その他の公費負担医療等が含まれる。

##### (2)年金

社会保障給付費収支表のうち、「業務災害」の年金及び「年金」の合計である。厚生年金、国民年金等の公的年金、恩給および労災保険の年金給付等が含まれる。

##### (3)福祉その他

社会保障給付費収支表の給付のうち、「医療」と「年金」以外の項目の合計である。社会福祉サービスや介護対策に係る費用、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種手当、医療保険の傷病手当金等、労災保険の休業補償給付等、雇用保険の求職者給付等が含まれる。また、再掲した介護対策には、介護保険、生活保護の介護扶助、原爆被爆者介護保険法一部負担金、雇用保険等の介護休業給付等が含まれる。

#### 機能別社会保障給付費

機能別社会保障給付費は、以下の定義に従って集計されている。なお、各政策分野に含まれる具体的な給付・事業については 68-69 頁を参照のこと。

##### (1)高齢

退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象。

##### (2)遺族

保護対象者の死亡により生じる給付が対象。

##### (3)障害

部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象。

##### (4)労働災害

保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象。

(5)保健医療

病気、傷害、出産による保護対象者の健康状態の維持、回復、改善の目的で提供される給付が対象（傷病で休職中の所得保障を含む）。

(6)家族

子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象。

(7)失業

失業した保護対象者に提供される給付が対象。

(8)住宅

住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を伴うもの）。

(9)生活保護その他

定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金および現物給付が対象。

社会保障財源

財源は給付の他に運用損失・その他支出（施設整備費等）を含む全体の財源であり、大分類では社会保険料・公費負担・他の収入の3つに分かれる。

(1)社会保険料

事業主と被保険者に分かれる。公務員制度で事業主が国である場合は、国が事業主として拠出した金額はたとえ国庫支出金であっても、事業主拠出に計上する（地方公務員制度についても同様）。

(2)公費負担

国（国庫負担）と地方（他の公費負担）に分かれる。

(3)他の収入

資産収入とその他に分かれる。資産収入には利子、利息、配当金等が含まれ、その他には積立金より受入等が含まれる。

制度間移転

(1)他制度からの移転

他制度からの移転には次の項目が含まれる。前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費交付金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金交付金、厚生年金交付金、介護給付費交付金等。

(2)他制度への移転

他制度への移転には次の項目が含まれる。前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者医療に係る療養給付費拠出金、日雇特例被保険者に係る拠出金、基礎年金拠出金、厚生年金拠出金、介護納付金等。

## 2. 作成方法

### 2-1 基幹統計を作成するために用いる情報

#### (1) OECD基準及びILO基準共通

名称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期
全国健康保険協会管掌健康保険	厚生労働省	毎年度
組管管掌健康保険	厚生労働省	毎年度
国民健康保険（退職者医療制度を含む。）	厚生労働省	毎年度
後期高齢者医療制度	厚生労働省	毎年度
老人保健制度	厚生労働省	毎年度
介護保険	厚生労働省	毎年度
厚生年金保険	厚生労働省	毎年度
厚生年金基金	厚生労働省	毎年度
石炭鉱業年金基金	厚生労働省	毎年度
国民年金	厚生労働省	毎年度
国民年金基金	厚生労働省	毎年度
農業者年金基金	厚生労働省	毎年度
船員保険	厚生労働省	毎年度
農林漁業団体職員共済組合	農林水産省	毎年度
日本私立学校振興・共済事業団	文部科学省	毎年度
雇用保険（労働保険特別会計雇用勘定分）	厚生労働省	毎年度
労働者災害補償保険	厚生労働省	毎年度
児童手当	厚生労働省	毎年度
国家公務員共済組合	財務省	毎年度
存続組合等（エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合）	財務省	毎年度
地方公務員等共済組合	総務省	毎年度
旧令共済組合等	財務省	毎年度
国家公務員災害補償	人事院	毎年度
地方公務員等災害補償	総務省	毎年度
旧公共企業体職員業務災害		
日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社	総務省	毎年度
日本たばこ産業株式会社	財務省	毎年度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部	国土交通省	毎年度
国家公務員恩給	総務省	毎年度
地方公務員恩給	総務省	毎年度
公衆衛生		
医療提供体制確保対策費	厚生労働省	毎年度
感染症対策費	厚生労働省	毎年度
特定疾患等対策費	厚生労働省	毎年度
原爆被爆者等援護対策費	厚生労働省	毎年度

血液製剤対策費	厚生労働省	毎年度
医薬品安全対策等推進費	厚生労働省	毎年度
重要医薬品供給確保対策費	厚生労働省	毎年度
医療提供体制基盤整備費	厚生労働省	毎年度
健康増進対策費	厚生労働省	毎年度
健康危機管理推進費	厚生労働省	毎年度
母子保健衛生対策費	厚生労働省	毎年度
障害保健福祉費	厚生労働省	毎年度
社会保障等復興政策費	厚生労働省	毎年度
国立ハンセン病療養所共通費	厚生労働省	毎年度
国立ハンセン病療養所運営費	厚生労働省	毎年度
高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金	厚生労働省	毎年度
検疫業務等実施費	厚生労働省	毎年度
原子力災害影響調査等交付金	環境省	毎年度
共生社会政策費（地域自殺対策）	内閣府	毎年度
食品等安全確保対策費	厚生労働省	毎年度
生活保護	厚生労働省	毎年度
社会福祉		
医薬品安全対策等推進費	厚生労働省	毎年度
保育所運営費	厚生労働省	毎年度
保育対策費	厚生労働省	毎年度
児童虐待等防止対策費	厚生労働省	毎年度
母子保健衛生対策費	厚生労働省	毎年度
母子家庭等対策費	厚生労働省	毎年度
生活保護等対策費	厚生労働省	毎年度
防災政策費	内閣府	毎年度
社会福祉諸費	厚生労働省	毎年度
障害保健福祉費	厚生労働省	毎年度
高齢者日常生活支援等推進費	厚生労働省	毎年度
国立更生援護機関共通費	厚生労働省	毎年度
社会保障等復興政策費	内閣府	毎年度
介護保険制度運営推進費	厚生労働省	毎年度
臨時福祉給付金等給付事業費補助金	厚生労働省	毎年度
年金生活者支援臨時福祉給付事業費補助金	厚生労働省	毎年度
地域活性化等復興政策費	内閣府	毎年度
子どものための教育・保育給付	厚生労働省	毎年度
スポーツ振興費	文部科学省	毎年度
初等中等教育等振興費	文部科学省	毎年度
雇用対策		
高齢者等雇用安定・促進費	厚生労働省	毎年度
障害者等職業能力開発支援費	厚生労働省	毎年度
職業能力開発強化費	厚生労働省	毎年度
戦争犠牲者		
旧軍人遺族等恩給費	総務省	毎年度

遺族及留守家族等援護費	厚生労働省	毎年度
中国残留邦人等支援事業費	厚生労働省	毎年度
遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金 国債、引揚者特別交付金国債	財務省	毎年度
戦傷病者等無賃乗車船負担金	国土交通省	毎年度
他の社会保障制度		
医薬品副作用被害救済制度	厚生労働省	毎年度
生物由来製品感染被害救済制度	厚生労働省	毎年度
中小企業退職金共済制度等	厚生労働省	毎年度
社会福祉施設職員等退職手当共済制度等（社会福祉施 設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度）	厚生労働省	毎年度
高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	厚生労働省	毎年度
公害健康被害補償制度	環境省	毎年度
石綿健康被害救済制度	環境省	毎年度
日本スポーツ振興センター災害共済給付	文部科学省	毎年度
就学援助・就学前教育		
初等中等教育等振興費（就学援助等）	文部科学省	毎年度
自動車事故後遺障害者支援	国土交通省	毎年度
住宅		
住宅対策諸費	国土交通省	毎年度
犯罪被害給付制度	警察庁	毎年度
被災者生活再建支援事業	内閣府	毎年度
地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分	総務省	毎年度
公衆衛生		
医療安全確保推進費	厚生労働省	毎年度
移植医療推進費	厚生労働省	毎年度
地域保健対策費	厚生労働省	毎年度
保健衛生施設整備費	厚生労働省	毎年度
検疫所共通費	厚生労働省	毎年度
輸入食品検査業務実施費	厚生労働省	毎年度
国立ハンセン病療養所施設費	厚生労働省	毎年度
沖縄保健衛生諸費	厚生労働省	毎年度
沖縄振興交付金事業推進費	厚生労働省	毎年度
社会保障等復興事業費	厚生労働省	毎年度
社会福祉		
児童福祉施設整備費	厚生労働省	毎年度
子ども・子育て支援対策費	厚生労働省	毎年度
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 運営費	厚生労働省	毎年度
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 施設整備費	厚生労働省	毎年度
社会福祉施設整備費	厚生労働省	毎年度
独立行政法人福祉医療機構運営費	厚生労働省	毎年度
国立更生援護機関施設費	厚生労働省	毎年度

東日本大震災復興推進費	厚生労働省	毎年度
社会保障等復興事業費	厚生労働省	毎年度
雇用対策		
若年者等職業能力開発支援費	厚生労働省	毎年度
緊急雇用創出事業臨時特例交付金	厚生労働省	毎年度

(2) OECD基準のみ

名称	作成機関・保有機関	作成周期・更新周期
公衆衛生		
医療費適正化推進費	厚生労働省	毎年度
雇用対策		
都道府県労働局共通費	厚生労働省	毎年度
都道府県労働局施設費	厚生労働省	毎年度
職業紹介事業等実施費	厚生労働省	毎年度
就学援助・就学前教育		
就学前教育費	文部科学省	毎年度
保健		
SHA2011に基づく公的保健医療支出額	医療経済研究機構	毎年度

(注1) 制度の名称又は各事業（費目）の決算の「項」の名称を記載している。

(注2) (1) の二重線以下は、ILO 基準に基づく表においては、「管理費」又は「その他」のみを計上している事業（費目）である。

(注3) (2) の「保健」において用いる OECD SHA2011 に基づく公的保健医療支出額については、最新年度の数值は速報値である。

2-2 社会支出に含まれる社会保障制度

分野	OECD定義	日本において含まれる制度
<p>高齢 現金 退職年金</p>	<p>退職によって労働市場から引退した人及び決められた年齢に達した人に提供される現金給付が対象。給付の形態は年金及び一時金を含み、早期退職をした人の給付もここに含めるが、雇用政策として早期退職をした場合の給付は「積極的労働市場政策」に計上。高齢者を対象にした在宅及び施設の介護サービスを計上。施設サービスにおいては老人施設の運営に係る費用も計上。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険：老齢年金給付、旧共済分</li> <li>・厚生年金基金：年金給付</li> <li>・石炭鉱業年金基金：年金給付</li> <li>・国民年金：老齢年金、通算老齢年金、付加年金、老齢福祉年金、老齢基礎年金</li> <li>・国民年金基金：年金給付</li> <li>・農業者年金基金：経営移譲年金、農業者老齢年金</li> <li>・農林漁業団体職員共済組合：退職年金、減額退職年金、通算退職年金、退職共済年金、特例退職年金、特例減額退職年金、特例通算退職年金、特例退職共済年金、特例老齢農林年金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、恩給財団給付の年金、老齢厚生年金、退職共済年金経過的職域、終身退職年金、有期退職年金20年、有期退職年金10年</li> <li>・国家公務員共済組合：退職給付、船員給付、通算退職年金</li> <li>・存続組合等：退職給付</li> <li>・地方公務員等共済組合：退職厚生年金、旧職域加算退職給付、退職年金（終身及び有期）、退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金</li> <li>・旧令共済組合等：退職給付</li> <li>・国家公務員恩給：国会議員互助年金、文官等恩給費</li> <li>・地方公務員恩給：恩給及び退職年金</li> </ul>
<p>早期退職年金 その他の現金給付</p>		<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険：脱退手当金等</li> <li>・厚生年金基金：一時金交付</li> <li>・石炭鉱業年金基金：一時金交付</li> <li>・国民年金：外国人脱退一時金</li> <li>・国民年金基金：一時金給付</li> <li>・農業者年金基金：一時金</li> <li>・農林漁業団体職員共済組合：退職一時金、返還一時金、特例一時金、特例老齢農林一時金、特例退職共済一時金、特例退職一時金、特例減額退職一時金、特例通算退職一時金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：返還一時金、脱退一時金、一時扶助金、外国脱退一時金、退職経過的職域一時金、有期退職年金一時金、有期退職一時払い</li> </ul>



		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員共済組合：返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金、退職給付（一時金）</li> <li>・存続組合等：返還一時金、脱退一時金</li> <li>・地方公務員等共済組合：有期退職年金に代わる一時金、退職一時金、脱退一時金、返還一時金、整理退職一時金、短期在留脱退一時金</li> <li>・中小企業退職金共済制度等：退職給付金</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当給付金</li> </ul>
現物		
介護、ホームヘルプサービス		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費、市町村特別給付費、高額医療合算介護サービス費、地域支援事業費、保健福祉事業費、居宅サービス事業費、地域密着型サービス等事業費、居宅介護支援事業費</li> <li>・公衆衛生：原爆被爆者等援護対策費</li> <li>・生活保護：介護扶助</li> <li>・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費</li> </ul>
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生：医療費適正化推進費</li> <li>・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営費推進費</li> </ul>
遺族	被扶養者である配偶者やその独立前の子どもに対する制度の支出を計上。	
現金給付		
遺族年金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険：遺族年金給付</li> <li>・国民年金：寡婦年金、遺族基礎年金</li> <li>・農林漁業団体職員共済組合：遺族年金、通算遺族年金、遺族共済年金、特例遺族年金、特例通算遺族年金、特例遺族共済年金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金、遺族厚生年金、遺族共済年金経過的職域、職務遺族年金</li> <li>・国家公務員共済組合：遺族給付</li> <li>・存続組合等：遺族給付</li> <li>・地方公務員等共済組合：遺族厚生年金、旧職域加算遺族給付、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金</li> <li>・旧令共済組合等：遺族給付</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費</li> <li>・戦争犠牲者：旧軍人遺族等恩給費、遺族等年金</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：遺族年金</li> <li>・生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金</li> <li>・公害健康被害補償制度：遺族補償費</li> </ul>
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金：死亡一時金、特別一時金</li> <li>・農林漁業団体職員共済組合：特例遺族共済一時金、</li> </ul>



		<p>特例遺族一時金、特例通算遺族一時金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：遺族経過的職域一時金、有期退職精算払い</li> <li>・国家公務員共済組合：死亡一時金、特例死亡一時金</li> <li>・地方公務員等共済組合：遺族に対する一時金、特例死亡一時金、死亡一時金、遺族一時金</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費</li> <li>・戦争犠牲者：留守家族等援護費、未帰還者特別措置費、遺族国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：遺族一時金</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金給付保険金（障害）、特別弔慰金給付金（障害）</li> <li>・公害健康被害補償制度：遺族補償一時金</li> <li>・石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金・特別葬祭料、救済給付調整金</li> <li>・日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金、供花料</li> <li>・犯罪被害給付制度：遺族給付金</li> </ul>
現物給付		
埋葬費		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国健康保険協会管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料</li> <li>・組合管掌健康保険：埋葬料、家族埋葬料、埋葬附加金、家族埋葬料附加金</li> <li>・国民健康保険：葬祭諸費</li> <li>・後期高齢者医療制度：葬祭諸費</li> <li>・船員保険：葬祭料、家族葬祭料</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：埋葬料、家族埋葬料、弔慰金付附加金、埋葬料付附加金、家族埋葬料付附加金</li> <li>・労働者災害補償保険：葬祭料</li> <li>・国家公務員共済組合：埋葬料、家族埋葬料</li> <li>・地方公務員等共済組合：埋葬料、家族埋葬料</li> <li>・国家公務員災害補償：葬祭補償費</li> <li>・地方公務員災害補償：葬祭補償</li> <li>・旧公共企業体職員業務災害：葬祭補償費</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費</li> <li>・生活保護：葬祭扶助</li> <li>・戦争犠牲者：葬祭費</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：葬祭料</li> <li>・公害健康被害補償制度：葬祭料</li> <li>・石綿健康被害救済制度：葬祭料</li> </ul>
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生：医薬品安全対策等推進費</li> </ul>
障害、業務災害、傷病 現金給付	業務災害補償制度下で給付されたすべての給付と	

<p>障害年金</p>	<p>障害者福祉のサービス給付、障害年金や療養中の所得保障としての傷病手当金などを計上。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険：障害年金給付</li> <li>・国民年金：障害年金、障害基礎年金、特別障害給付金</li> <li>・農林漁業団体職員共済組合：障害年金、特例障害年金、特例障害共済年金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：障害共済年金、障害年金、障害厚生年金、障害共済年金経過的職域、職務障害年金</li> <li>・国家公務員共済組合：障害給付</li> <li>・存続組合等：障害給付、公務災害給付</li> <li>・地方公務員等共済組合：障害厚生年金、旧職域加算障害給付、障害共済年金、障害年金</li> <li>・旧令共済組合等：障害給付</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：障害年金</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：年金給付金（障害）</li> <li>・公害健康被害補償制度：障害補償費</li> </ul>
<p>年金（業務災害）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・船員保険：障害年金、遺族年金</li> <li>・労働者災害補償保険：障害補償年金、遺族補償年金、傷病補償年金、障害特別年金、遺族特別年金、傷病特別年金</li> <li>・国家公務員共済組合：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上）、公務災害給付</li> <li>・地方公務員等共済組合：公務障害年金、公務遺族年金</li> <li>・国家公務員災害補償：傷病補償年金、障害補償年金、障害補償一時金、遺族補償年金、遺族補償一時金、障害補償年金差額一時金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金</li> <li>・地方公務員災害補償：傷病補償年金、障害補償年金、障害補償年金差額一時金、障害補償一時金、遺族補償年金、遺族補償一時金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金</li> <li>・旧公共企業体職員業務災害：障害補償年金、遺族補償年金、遺族補償一時金</li> </ul>
<p>休業給付（業務災害）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・船員保険：障害手当金、障害一時金等、遺族一時金等、行方不明手当金、現金給付の介護料</li> <li>・労働者災害補償保険：休業補償給付</li> <li>・国家公務員災害補償：休業補償費、傷病特別支給金、休業援護金</li> <li>・地方公務員災害補償：休業補償、休業援護金</li> <li>・旧公共企業体職員業務災害：休業補償費</li> </ul>

<p>休業給付（傷病手当）</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国健康保険協会管掌健康保険：傷病手当金</li> <li>・組合管掌健康保険：傷病手当金、傷病手当附加金、延長傷病手当附加金</li> <li>・船員保険：傷病手当金及び休業手当金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：傷病手当金付附加金、傷病手当金、休業手当金</li> <li>・国家公務員共済組合：傷病手当金、休業手当金</li> <li>・地方公務員等共済組合：傷病手当金、休業手当金、短期附加給付の休業給付</li> <li>・旧令共済組合等：疾病・出産の現金給付</li> </ul>
<p>その他の現金給付</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険：障害手当金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：障害一時金、障害手当金、障害経過的職域一時金</li> <li>・労働者災害補償保険：障害補償一時金、遺族補償一時金、介護補償給付、特別遺族給付金、社会復帰促進等事業費</li> <li>・地方公務員等共済組合：障害手当金、障害一時金</li> <li>・国家公務員災害補償：介護補償費、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、奨学援護金、就労保育援護金</li> <li>・地方公務員災害補償：介護補償、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、長期家族介護者援護金</li> <li>・旧公共企業体職員業務災害：長期傷病補償費、NTTのみ小計</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、血液製剤対策費、食品等安全確保対策費</li> <li>・社会福祉：障害保健福祉費</li> <li>・戦争犠牲者：療養手当</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：医療手当、特定C型肝炎ウイルス感染者等救済給付金支給等業務費交付金</li> <li>・生物由来製品感染被害救済制度：医療手当</li> <li>・公害健康被害補償制度：療養手当</li> <li>・石綿健康被害救済制度：療養手当</li> <li>・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金、へき地通院費</li> <li>・犯罪被害給付制度：重傷病給付金、障害給付金</li> </ul>
<p>現物給付 介護、ホームヘルプサービス</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険：二次健康診断等給付、補装具等支給費</li> <li>・国家公務員災害補償：ホームヘルプサービス</li> <li>・地方公務員災害補償：介護等供与、旅行費</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生：母子保健衛生対策費</li> <li>・社会福祉：障害保健福祉費</li> <li>・自動車事故後遺障害者支援：介護料</li> </ul>
機能回復支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員災害補償：リハビリテーション</li> <li>・地方公務員災害補償：リハビリテーション</li> <li>・公害健康被害補償制度：リハビリテーション事業</li> <li>・自動車事故後遺障害者支援：療護業務委託費、施設設備整備費</li> </ul>
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険：労働安全衛生対策費、社会復帰促進等事業費</li> <li>・国家公務員災害補償：補装具費</li> <li>・地方公務員災害補償：補装具費、公務災害防止事業費、自動車等損害見舞金支給事業費</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費、医薬品安全対策等推進費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費、障害保健福祉費、血液製剤対策費、社会保障等復興政策費、共生社会政策費</li> <li>・社会福祉：医薬品安全対策等推進費、児童福祉施設整備費、社会福祉諸費、障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、国立更生援護機関、民間スポーツ振興費等補助金（障害者分）、母子保健衛生対策費</li> <li>・戦争犠牲者：補装具給付費、戦争病者等無賃乗車船負担金</li> <li>・公害健康被害補償制度：転地療養事業、療養用具支給事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業</li> </ul>
保健	医療の個人サービス及び	
現金	予防接種や健康診断等の	—
現物	集団サービスを計上。傷病手当金等の疾病に係る現金給付は「障害、業務災害、傷病」に計上。	OECD SHA2011に基づく公的保健医療支出額。但し、介護保険からの支出額及び補装具費については「高齢」等に計上されているため除外。最新年度は速報値、それ以前は確定値。
家族	家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上。	
現金		
家族手当		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当：現金給付、地域子ども・子育て支援事業費</li> <li>・社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、母子父子寡婦福祉貸付金</li> </ul>
出産、育児休業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国健康保険協会管掌健康保険：出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金</li> <li>・組合管掌健康保険：出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、出産育児附加金、出産手当附加金、家族出産育児附加金</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険：出産育児諸費、育児諸費</li> <li>・船員保険：出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：出産費、家族出産費、出産費付加金、家族出産費付加金、出産手当金</li> <li>・雇用保険：育児休業給付、介護休業給付</li> <li>・国家公務員共済組合：出産費、配偶者出産費、出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金</li> <li>・地方公務員等共済組合：出産費、家族出産費、出産手当金、育児休業手当金、介護休業手当金</li> <li>・生活保護：出産扶助</li> </ul>
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：男女均等雇用対策費</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費</li> <li>・生活保護：教育扶助</li> <li>・社会福祉：臨時福祉給付金等給付事業助成費</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金</li> </ul>
現物		
就学前教育・保育		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費</li> <li>・社会福祉：保育所運営費、子ども・子育て支援対策費、保育対策費、子どものための教育・保育給付、初等中等教育等振興費</li> <li>・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費、就学前教育</li> </ul>
ホームヘルプ、施設		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：男女均等雇用対策費</li> <li>・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費</li> <li>・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、児童福祉施設整備費、国立更生援護機関</li> </ul>
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者災害補償保険：仕事生活調和推進費</li> <li>・児童手当：地域子ども・子育て支援事業費</li> <li>・社会福祉：障害保健福祉費、児童虐待等防止対策費、母子家庭等対策費、社会福祉諸費</li> <li>・就学援助・就学前教育：初等中等教育等振興費</li> </ul>
積極的労働市場政策	社会的な支出で労働者の働く機会を提供したり、能力を高めたりする為の支出を計上。障害を持つ勤労者の雇用促進を含む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、就職支援事業費、施設整備費、業務取扱費</li> <li>・雇用対策：職業紹介事業等実施費、都道府県労働局共通費、都道府県労働局施設費、高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費</li> <li>・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費、障害者職業能力開発費、障害</li> </ul>

		者雇用納付金、職業能力開発費、認定特定求職者職業訓練費、宿舍等費
訓練		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：教育訓練給付、地域雇用機会創出等対策費、職業能力開発強化費、障害者職業能力開発支援費、若年者等職業能力開発支援費</li> <li>・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、障害者等職業能力開発支援費</li> </ul>
雇用奨励金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：高年齢雇用継続給付、高齢者等雇用安定・促進費、地域雇用機会創出等対策費</li> <li>・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費</li> <li>・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：高齢・障害者雇用支援費</li> </ul>
障害者雇用支援とリハビリテーション		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：高齢者等雇用安定・促進費</li> <li>・雇用対策：障害者等職業能力開発支援費</li> <li>・高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業：障害者雇用納付金</li> </ul>
直接的な仕事創出		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費</li> <li>・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費、緊急雇用創出事業臨時特例交付金</li> </ul>
仕事を始める奨励金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費</li> </ul>
失業	失業中の所得を保障する	
現金	現金給付を計上。なお、	
失業給付、退職手当	年金受給開始年齢であっても失業を理由に給付されるものを含むが、それが労働政策の一部であれば「積極的労働市場政策」に含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：一般求職者給付金、高年齢求職者給付金、短期雇用特例求職者給付金、日雇労働求職者給付金、就職促進給付金、就職支援事業費</li> <li>・労働者災害補償保険：未払賃金立替払事業費補助金</li> <li>・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費</li> </ul>
労働市場事由による早期退職		—
住宅	公的住宅や対個人の住宅	
現金	費用を減らすための給付	
住宅手当	を計上。	—
その他の現金給付		—
現物		
住宅扶助		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護：住宅扶助</li> <li>・住宅：住宅対策諸費</li> </ul>
その他の現物給付		—
他の政策分野	上記に含まれない社会的	
現金	給付を計上。具体的には	
所得補助	公的扶助給付や他に分類できない現物給付。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護：生活扶助、生業扶助</li> <li>・社会福祉：臨時福祉給付金等給付事業助成費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金</li> </ul>
その他の現金給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険：その他の保険給付費のその他</li> <li>・日本私立学校振興・共済事業団：災害給付、災害見</li> </ul>

		<p>舞金付加金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員共済組合：災害給付、附加給付の災害給付及び入院附加金</li> <li>・地方公務員等共済組合：災害給付</li> <li>・社会福祉：防災政策費</li> <li>・雇用対策：緊急雇用創出事業臨時特例交付金</li> <li>・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者国債、引揚者特別交付金国債</li> <li>・日本ポーツ振興センター災害共済給付：東日本大震災特別弔慰金</li> <li>・被災者生活再建支援制度：支援金支出</li> </ul>
現物		
社会的支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生：原子力災害影響調査等交付金（原子力被災者健康支援）、共生社会政策費（地域自殺対策）、社会保障等復興政策費</li> <li>・社会福祉：防災政策費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興政策費、介護保険制度運営推進費、地域活性化等復興政策費</li> </ul>
その他の現物給付		<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：地域雇用機会創出等対策費、職業能力開発強化費</li> <li>・公衆衛生：社会保障等復興政策費</li> <li>・社会福祉：児童虐待等防止対策費、生活保護等対策費、社会福祉諸費、社会福祉施設整備費、社会保障等復興事業費、社会保障等復興政策費</li> <li>・戦争犠牲者：引揚者援護費</li> </ul>

（注）表中に挙げられた費目名は、必ずしも当該費目の中のすべての費用が、その記載された箇所の分野に含まれるわけではなく、複数の分野に分かれることもある。

\* 「平成27年度社会保障費用統計」時点の費用名である。



2-3 部門別社会保障給付費に含まれる社会保障制度

部 門	日本において含まれる制度	
	名 称	複数の制度や費用が含まれる場合、その内訳
社会保険	全国健康保険協会管掌健康保険	—
	組合管掌健康保険	—
	国民健康保険(退職者医療制度を含む)	—
	後期高齢者医療制度	—
	老人保健	—
	介護保険	—
	厚生年金保険	—
	厚生年金基金	—
	石炭鉱業年金基金	—
	国民年金	—
	国民年金基金	—
	農業者年金基金	—
	船員保険	—
	農林漁業団体職員共済組合	—
	日本私立学校振興・共済事業団	—
	雇用保険	—
	労働者災害補償保険	—
家族手当	児童手当	—
公務員	国家公務員共済組合	—
	存続組合等	エヌ・ティ・ティ企業年金基金、日本たばこ共済組合、日本鉄道共済組合
	地方公務員等共済組合	地方公務員共済、地方議会議員共済会
	旧令共済組合等	旧令共済組合年金等交付金、日本製鉄八幡共済組合年金交付金、国家公務員共済組合連合会補助金
	国家公務員災害補償	—
	地方公務員等災害補償	地方公務員災害補償、消防団員等公務災害補償
	旧公共企業体職員業務災害	日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社、日本たばこ産業株式会社、鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業管理部
	国家公務員恩給 地方公務員恩給	— —
公衆保健サービス	公衆衛生	医療提供体制確保対策費、医療安全確保推進費、感染症対策費、特定疾患等対策費、移植医療推進費、原爆被爆者等援護対策費、血液製剤対策費、医薬品安全対策等推進費、重要医薬品供給確保対策費、医療提供体制基盤整備費、地域保健対策費、保健衛生施設整備費、健康増進対策費、健康危機管理推進費、母子保健衛生対策費、障害保健福祉費、検疫所、国立ハンセン病療養所運営費、国立ハンセン病療養所共通費、国立ハンセン病療養所施設費、沖縄保健衛生



		諸費、高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金、原子力災害影響調査等交付金（原子力被災者健康支援）、共生社会政策費（地域自殺対策）、社会保障等復興政策費、沖縄振興交付金事業推進費、社会保障等復興事業費
公的扶助及び 社会福祉	生活保護 社会福祉	— 医薬品安全対策等推進費、保育所運営費、児童虐待等防止対策費、母子保健衛生対策費、母子家庭等対策費、児童福祉施設整備費、生活保護等対策費、防災政策費、社会福祉諸費、障害保健福祉費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、独立行政法人福祉医療機構運営費、高齢者日常生活支援等推進費、介護保険制度運営推進費、子ども・子育て支援対策費、国立更生援護機関共通費、国立更生援護機関施設費、国立児童自立支援施設運営費、国立更生援護所運営費、社会保障等復興政策費、東日本大震災復興推進費、社会保障等復興事業費、臨時福祉給付金等給付事業助成費、地域活性化等復興政策費、共生社会政策費、スポーツ振興費、保育対策費、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金、子どものための教育・保育給付、初等中等教育等振興費
雇用対策	雇用対策	高齢者等雇用安定・促進費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者等職業能力開発支援費、緊急雇用創出事業臨時特例交付金
戦争犠牲者	戦争犠牲者	旧軍人遺族等恩給費、遺族及留守家族等援護費、中国残留邦人等支援事業費、遺族国債、引揚者国債、特別給付金国債、特別弔慰金国債、引揚者特別交付金国債、戦傷病者等無賃乗車船負担金
他の社会保障 制度	医薬品副作用被害救済制度	—
	生物由来製品感染被害救済制度	—
	中小企業退職金共済制度等	—
	社会福祉施設職員等退職手当共済制度等	社会福祉施設職員等退職手当共済制度、心身障害者扶養保険制度
	高齢・障害・求職者雇用支援機構実施事業	高齢・障害者雇用支援費、障害者職業能力開発費、障害者雇用納付金、職業能力開発費、認定特定求職者職業訓練費、宿舍等費
	公害健康被害補償制度	—
	石綿健康被害救済制度	—
	日本スポーツ振興センター災害共済給付	—
	就学援助・就学前教育	初等中等教育等振興費（就学援助）
	自動車事故後遺障害者支援	—
	住宅	住宅対策諸費
	犯罪被害給付制度	—
	被災者生活再建支援事業	—
地方公共団体単独実施公費負担医療費給付分	—	

(注)「管理費」又は「その他」の支出のみを計上している事業（費目）も含まれている。

2-4 機能別社会保障給付費に含まれる社会保障制度

分野	ILO 定義	日本において含まれる制度(例)
高齢	退職によって労働市場から引退した人に提供されるすべての給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険：介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費</li> <li>・厚生年金保険：老齢年金、脱退手当金等</li> <li>・厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、国民年金基金、農業者年金基金：老齢年金等</li> <li>・国民年金：老齢年金、老齢福祉年金等</li> <li>・各種共済組合：退職年金、退職共済年金等</li> <li>・存続組合等：退職給付</li> <li>・国家公務員恩給、地方公務員恩給</li> <li>・社会福祉：高齢者日常生活支援等推進費</li> <li>・中小企業退職金共済制度等：退職給付金</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：退職手当金</li> </ul> <p>(注) 高齢者の医療費は「保健医療」に含む</p>
遺族	保護対象者の死亡により生じる給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会健保、組合健保、国保、後期高齢者医療制度、船員保険、労働者災害補償保険：埋葬料、葬祭諸費</li> <li>・厚生年金保険：遺族年金</li> <li>・国民年金：遺族基礎年金、死亡一時金等</li> <li>・各種共済組合：遺族年金、死亡一時金、埋葬料等</li> <li>・国家公務員災害補償、地方公務員等災害補償、旧公共企業体職員業務災害：葬祭補償費</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費</li> <li>・戦争犠牲者：遺族等年金等</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：遺族年金、葬祭料</li> <li>・生物由来製品感染被害救済制度：遺族年金、葬祭料</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：弔慰金等給付保険金等</li> <li>・公害健康被害補償制度：遺族補償費、遺族補償一時金</li> <li>・石綿健康被害救済制度：特別遺族弔慰金、葬祭料等</li> <li>・日本スポーツ振興センター災害共済給付：死亡見舞金等</li> <li>・犯罪被害給付制度：遺族給付金</li> </ul> <p>(注) 遺族に係る年金給付のうち業務災害制度から支給される給付は「労働災害」に含む</p>
障害	部分的又は完全に就労不能な障害により保護対象者に支払われる給付が対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生年金保険：障害年金、障害手当金</li> <li>・国民年金：障害年金、障害基礎年金</li> <li>・各種共済組合：障害年金、障害共済年金</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費、原爆被爆者等援護対策費等</li> <li>・社会福祉：特別障害者手当、障害者自立支援給付等</li> <li>・戦争犠牲者：戦傷病者特別援護費</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：障害年金等</li> <li>・社会福祉施設職員等退職手当共済制度：障害年金給付金</li> <li>・公害健康被害補償制度：障害補償費、療養手当等</li> <li>・石綿健康被害救済制度：療養手当</li> <li>・日本スポーツ振興センター災害共済給付：障害見舞金等</li> <li>・自動車事故後遺障害者支援：介護料等</li> <li>・犯罪被害給付制度：障害給付金、重傷病給付金等</li> </ul>

<p>労働災害</p>	<p>保護対象者の業務上の災害、病気、障害、死亡に対する労働災害補償制度から支払われる給付が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船員保険：医療給付（業務災害）、年金給付（業務災害）</li> <li>・労働者災害補償保険</li> <li>・国家公務員共済：障害給付（公務上）、遺族給付（公務上）</li> <li>・国家公務員災害補償、地方公務員等災害補償、旧公共企業体職員業務災害：医療給付、福祉事業費等</li> </ul>
<p>保健医療</p>	<p>病気、傷害による保護対象者の健康状態を維持、回復、改善する目的で提供される給付が対象 （傷病で休職中の所得保障を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会健保、組合健保、国保、後期高齢者医療制度、船員保険：療養給付、傷病手当金、特定健診・保健指導事業費等</li> <li>・各種共済組合：短期（医療）給付、休業給付</li> <li>・公衆衛生：感染症対策費、特定疾患等対策費、原爆被爆者等援護対策費等</li> <li>・社会福祉：障害保健福祉費、母子保健衛生対策費等</li> <li>・戦争犠牲者：療養費</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：医療費</li> <li>・公害健康被害補償制度：療養の給付及び療養費</li> <li>・石綿健康被害救済制度：医療費</li> <li>・日本スポーツ振興センター災害共済給付：医療費</li> <li>・地方公共団体単独実施公費負担医療費給付</li> </ul> <p>（注1）労働災害補償制度から支給される給付は「労働災害」を含む （注2）生活保護の医療扶助は「生活保護その他」を含む</p>
<p>家族</p>	<p>子どもその他の被扶養者がいる家族（世帯）を支援するために提供される給付が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等</li> <li>・雇用保険等：育児休業給付、介護休業給付</li> <li>・児童手当（子ども手当）：給付、地域子ども・子育て支援事業費</li> <li>・各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付</li> <li>・公衆衛生：障害児養育年金、介護加算</li> <li>・社会福祉：特別児童扶養手当、児童扶養手当、保育所運営費等</li> <li>・医薬品副作用被害救済制度：障害児養育年金</li> <li>・就学援助制度</li> </ul>
<p>失業</p>	<p>失業した保護対象者に提供される給付が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険：求職者給付、雇用継続給付、雇用安定等給付金</li> <li>・雇用対策：高齢者等雇用安定・促進費等</li> </ul> <p>（注1）雇用継続給付の育児休業給付および介護休業給付は「家族」を含む （注2）雇用安定事業は、失業者以外に在職者や雇用主対象の給付も含む</p>
<p>住宅</p>	<p>住居費の援助目的で提供される給付（資力調査を行うもの）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護：住宅扶助</li> <li>・公的賃貸住宅家賃対策補助</li> </ul>
<p>生活保護その他</p>	<p>定められた最低所得水準や最低限の生活必需品を得るために、援助を必要とする特定の個人又は集団に対して提供される現金および現物給付が対象</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種共済組合：災害給付等</li> <li>・公衆衛生：原子力災害影響調査等交付金</li> <li>・生活保護：生活扶助、教育扶助、生業扶助等</li> <li>・社会福祉：生活保護等対策費、防災生活費等</li> <li>・戦争犠牲者：引揚者給与費、引揚者援護費等</li> <li>・被災者生活再建支援制度：支援金支出</li> </ul> <p>（注）ただし、生活保護の住宅扶助は「住宅」を含む</p>

### 3. 国民経済計算(SNA)<sup>1</sup>との関係性等について

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2009年3月13日閣議決定)では、社会保障給付費について、各種の国際基準に基づく統計との整合性を図ることが求められている。社会保障費用統計が統計法に基づく基幹統計として指定されたことを契機に、「国民経済計算」(以下SNAという)との関係性等を解説し利用者の便宜を図ることとした。

#### 3-1 両者の範囲の違い

社会保障費用統計とSNAでは、社会保障と定義される範囲が異なる。社会保障費用統計は、社会保障の収入・支出について、OECD及びILOが定める基準に沿って集計されている。一方SNAは、一国経済全体の経済活動を重複なく集計したものであり、他の経済活動として分類・集計されたものは、社会保障としては計上しない。したがって、両者の値には差が生じる。以下では、この範囲の違いがどのような場面で発生しているのかを示す。

##### (1) 「社会保障」の意味とその使い方の違い

まずは、「社会保障」ということばの意味から、両者の違いを明らかにする。SNAにおいてもいくつかの表に「社会保障」の語彙が用いられているが、これらは社会保障費用統計で用いられる社会保障の範囲とは必ずしも同じではないことに留意する必要がある。内閣府が毎年公表している「国民経済計算年報」の付表9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)や付表10 社会保障負担の明細表は、家計<sup>2</sup>と一般政府<sup>3</sup>との間の取引を記述する目的で作成され、社会保障に係る給付や負担として、社会給付<sup>4</sup>、社会保障基金<sup>5</sup>、その他の社会保険非

<sup>1</sup> 国民経済計算(System of National Accounts, SNA)は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国際連合の定める国際基準に準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されている。(http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html)

<sup>2</sup> 家計は、生計を共にする全ての我が国の居住者である人々の小集団が含まれる。

<sup>3</sup> 一般政府は、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。

<sup>4</sup> 社会給付は、病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して家計に支払われる経常移転と定義され、①社会保障制度の公的年金等の「現金による社会保障給付」、②企業年金や発生主義で記録される退職一時金を含む「その他の社会保険年金給付」、③発生主義により記録されない退職一時金等の「その他の社会保険非年金給付」、④生活保護などの「社会扶助給付」のほか、⑤「現物社会移転」のうち社会保障制度の医療保険給付及び介護保険給付、が位置付けられる。

<sup>5</sup> 社会保障基金は、中央政府、地方政府と並ぶ一般政府の内訳部門の一つであり、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計(保険事業特別会計)のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部(年金積立金管理運用独立行政法人)が含まれる。なお、被用者年金一元化に伴い、2015年9月以前は全体を社会保障基金として扱っていた「長期経理」は、2015年10月以降、厚生年金保険経理や経過的長期経理分が社会保障基金として扱われる一方で、退職等年金経理分は民間金融機関である年金基金に位置づけられている。

年金給付<sup>6</sup>、社会扶助給付<sup>7</sup>、社会保障負担といった表現が使われ、脚注にあるようにそれぞれに定義が定められている。したがって、その定義を満たさなければ、社会保障費用統計では社会保障として扱われる項目であっても、SNA では社会保障として扱われないことになる。

一方、社会保障費用統計の財源として社会保障財源(表 11、14 頁参照)に計上される公費負担<sup>8</sup>は、SNA においては一般政府内の移転として捉えられるため、雇用者と雇主による直接の負担を記述する目的で作成されている付表 10 社会保障負担の明細表には計上されない。

さらに返還金等についての扱いにも、両者の違いがある。社会保障費用統計においては、返還金等は実際の給付や負担に用いられず、また過去に遡って計上しなければならないために計上していない。一方 SNA は前述の通り一国経済の姿を漏れなくかつ重複なく記述するため、これらの金額についても社会保障に計上している。

以下ではこれらの点について、もう少し細かく解説する。

## (2) 支出集計における違い

次に、支出項目における対照関係と範囲の違いを明らかにする。巻末参考図 1 の上半分に示したように、支出面では、社会保障費用統計の支出総額と SNA 付表 9 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)の合計は一致しない。これが支出集計における範囲の違いであり、具体的には、厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償などの制度の扱いの違いによるものである。厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償は、社会保障費用統計においては社会保障制度の一部として捉えられるが、SNA においては民間産業の活動として分類される。したがってこれらの項目は、家計と一般政府の間の取引を記述する目的で作成されている付表 9 には計上されず、SNA の他の統計表の中にも独立して明示されてはいない。

---

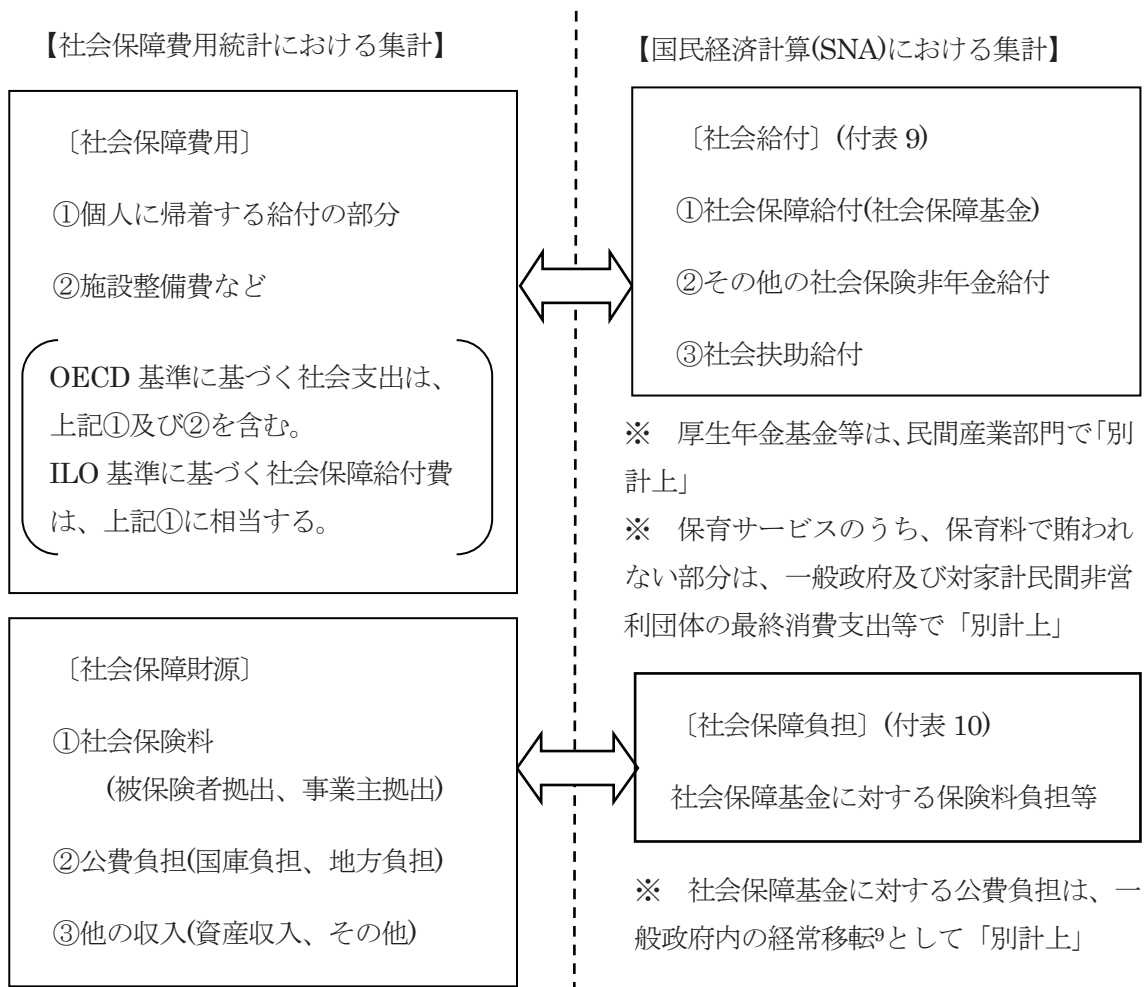
<sup>6</sup> その他の社会保険非年金給付とは、社会保障基金(一般政府)や年金基金(金融機関)といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主からその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているものと位置づけられる。

<sup>7</sup> 社会扶助給付とは、社会保険による給付と同様のニーズに応じるものであるが、社会負担によって参加が求められる社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府または対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転を指す。

<sup>8</sup> 公費負担は国庫負担とその他の公費負担を表す。



巻末参考図 1：社会保障費用統計と SNA の比較



なお、巻末参考図 1 の中で※印で記載した「別計上」のデータは、いずれも全体集計の中に含まれており、その内訳が公表されていないため、当該制度に係る社会保障費用を抽出して把握することはできない。

(3) 収入集計における違い

続いて収入項目における対照関係と範囲の違いである。巻末参考図 1 の下半分に示したように、収入面でも、社会保障費用統計の財源総額と SNA 付表 10 社会保障負担の明細表の合計は一致しない。

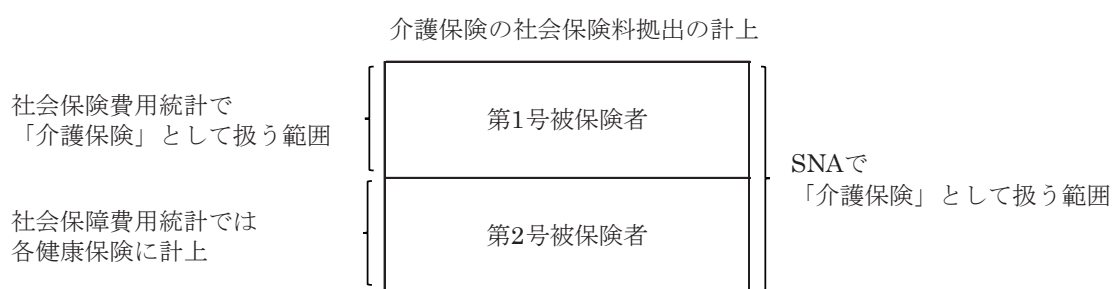
その代表的な理由は、付表 10 で計上される範囲が保険料負担に限られることにある。付表 9 と同様に、付表 10 も、家計と一般政府との取引のみが計上されている。したがって、社会保

<sup>9</sup> 一般政府内の経常移転は、一般政府の内訳部門間の経常移転を指す。なお、受取側の総固定資本形成に用いられる資金の移転等は、資本移転として取り扱う（上記注釈はいずれも、内閣府の「国民経済計算年報」における「用語の解説」から、該当する部分を引用しつつ記載）。

障費用統計においては保険料負担と合わせて計上される、公費負担や他の収入、積立金からの受入といった項目については、付表 10 には計上されない。すなわち、基礎年金をはじめとするさまざまな制度に対して行われている公費負担は、付表 10 に計上されないため、社会保障費用統計の財源総額と SNA 付表 10 との間には大きな差が生じる。なお前述の通り SNA は一国経済の全ての経済活動を漏れなく集計しているため、公費負担は付表 10 ではなく付表 6 において、中央政府や地方政府から社会保障基金への経常移転として記録されている。また繰り返しになるが、付表 9 と同様、家計と一般政府との取引のみが計上されるため、SNA において民間産業の活動として分類されている厚生年金基金や旧公共企業体職員業務災害補償についても、付表 10 には計上されないといった意味での制度範囲の違いも存在する。

また他の理由としては、制度上の計上方法の違いもある。例えば、介護保険については、社会保障費用統計で「被保険者拠出」に含まれるのは 1 号被保険者(65 歳以上)による拠出分のみであり、2 号被保険者(40～64 歳)については、それぞれの属する健康保険制度に対する拠出として扱われる。一方 SNA においては、各制度に所属する者の拠出額のうち、介護保険に該当する部分はすべて介護保険の被保険者拠出に含めている。したがって、「介護保険の被保険者拠出」という一見同じ項目でも、計上される額には違いが出てくることになる。もちろん SNA は重複のないように集計しているため、SNA における各健康保険制度への社会負担からは、介護分は控除されている。なお、社会保障費用統計において、第 2 号被保険者拠出分を介護保険の被保険者拠出と事業主拠出に再集計した結果は、ホームページ掲載表の第 16 表を参照されたい。

巻末参考図 2：介護保険の社会保険料拠出の計上



### 3-2 社会保障費用統計と SNA 社会保障の違い<その他の理由>

上記で指摘した範囲の違いに起因する理由以外にも、さまざまな相違点がある。たとえば、SNA の一部に推計部分が含まれていることなどが挙げられる。

SNA は第一次年次推計・第二次年次推計・第三次年次推計と 3 つの段階を踏んで公表され

ている。すなわち、第一年年次推計を公表する段階では未だ決算書や事業年報が入手できない部分が存在するため、過去のデータを用いた推計値が組み込まれており、第二年年次推計として改訂する段階で数値が修正されることとなる。国民健康保険や老人保健、介護保険などの制度データがこれに該当する。さらに第二年年次推計について、財貨・サービスのフローを推計するコモディティ・フロー法による推計値と、経済活動別の付加価値を推計する付加価値法による推計値等の調整を行った数値について、第三年年次推計として公表する。したがって、直近のデータについては、集計範囲以外の理由による違いも発生する。

また社会保障費用統計は、基本的に決算値を基礎とする積算により集計されているが、SNAでは国際連合の定めた国際基準に基づき必要な数値の推計や補正などを行っている。すなわち、両者の数値の違いは集計方法に関する技術的・実務的な相違からも生じていることに留意されたい。

### 3-3 2008SNA への対応

2008SNA とは、2009 年に国連で合意された新しい国民経済計算の基準である。従来我が国では 1993 年に国連で合意された 1993SNA を用いてきたが、統計法第 6 条において、国民経済計算については国際連合の定める国際基準に準拠するものと規定されているため、平成 27 年度国民経済計算年次推計より、2008SNA に基づく推計がなされるようになり、1994 年以降の係数について遡及改定を行うこととなった。日本以外の各国でも、アメリカでは 2013 年、EU 加盟国では概ね 2014 年までに 2008SNA への対応が行われている。日本は平成 23 年基準改定を行う際に、2008SNA への対応を併せて行ったため、結果的に主要先進国を追う形となっている。

2008SNA の主な改定内容としては、知的財産生産物の導入(R&D の投資計上)、兵器システムの投資計上、金融資産の多様化等があり、これらは 1990 年代以降の経済・金融環境の変化に対応するものであるといえる。

社会保障費用統計との関係では、1993SNA との違いはそれほど大きくないものの、名称の変更や分類の変更など、いくつかの変更点があるため、それらについてまとめることとする。

#### (1) 現物社会移転以外の社会給付

現物社会移転以外の社会給付については、「年金基金による社会給付」「無基金雇用者社会給付」という分類が、「その他の社会保険年金給付」「その他の社会保険非年金給付」に再分類されることになったほか、社会扶助給付の一部が現物社会移転として扱われることとなった。

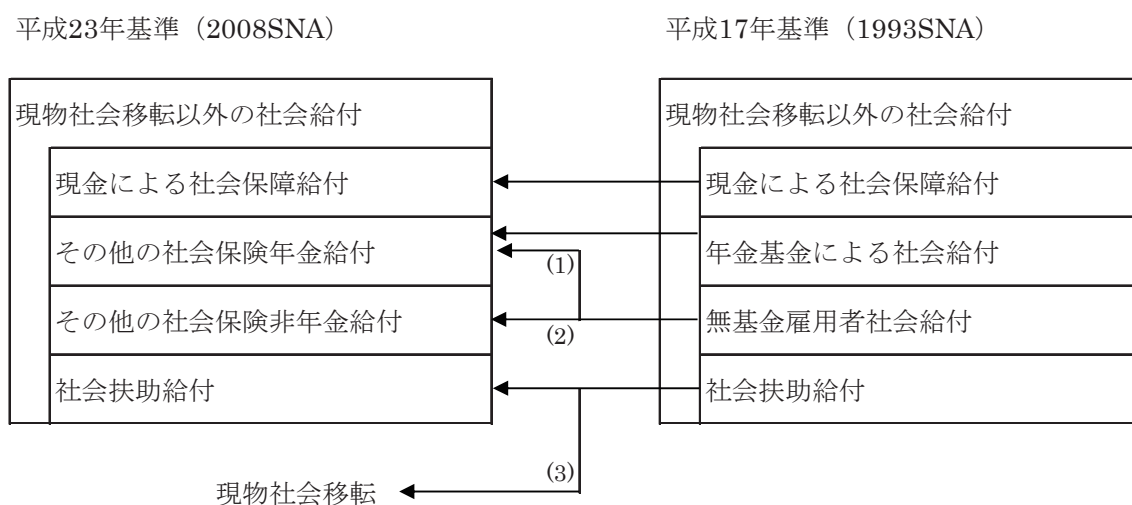
「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付」を指す。また「その他



の社会保険非年金給付」は、「社会保障基金(一般政府)や年金基金(金融機関)といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主からその源から雇用者に支払う福祉的な給付を指し、特定の基金はなくとも雇主が支払う義務を負っているもの」を指す。なお、1993SNA 以前では、企業年金からの給付は「年金基金による社会給付」、退職一時金は全額を「無基金雇用者社会給付」に記録していたが、2008SNA からは、年金基金から支払われた給付額及び、退職一時金の支給額のうち受給権を発生主義により記録する部分が「その他の社会保険年金給付」に記録されることとなった。すなわち、「その他の社会保険年金給付」に含まれる退職後の給付は、発生主義で記録されるものに限定されることとなった。一方で発生主義による記録を行わず、現金主義にて記録される退職一時金や私的保険への拠出金等は、「その他の社会保険非年金給付」に記録されている。

さらに、公的負担医療給付分については、従来は「現物社会移転以外の社会給付」のうちの「社会扶助給付」に含まれていたが、2008SNA からは「現物社会移転」のうちの「現物社会移転(市場産出の購入)」に分類されることとなった。これらをまとめたものが以下の図になる。また、社会扶助給付の一部、具体的には公費負担医療給付分<sup>10</sup>が「現物社会移転」として扱われるようになった。

巻末参考図 3：現物社会移転の社会給付の変化



- (1) 発生主義ベースで記録する(会計基準対象の)退職一時金の支給額
- (2) 発生主義ベースで記録しない(会計基準非対象の)退職一時金等の支給額
- (3) 公費負担医療給付分

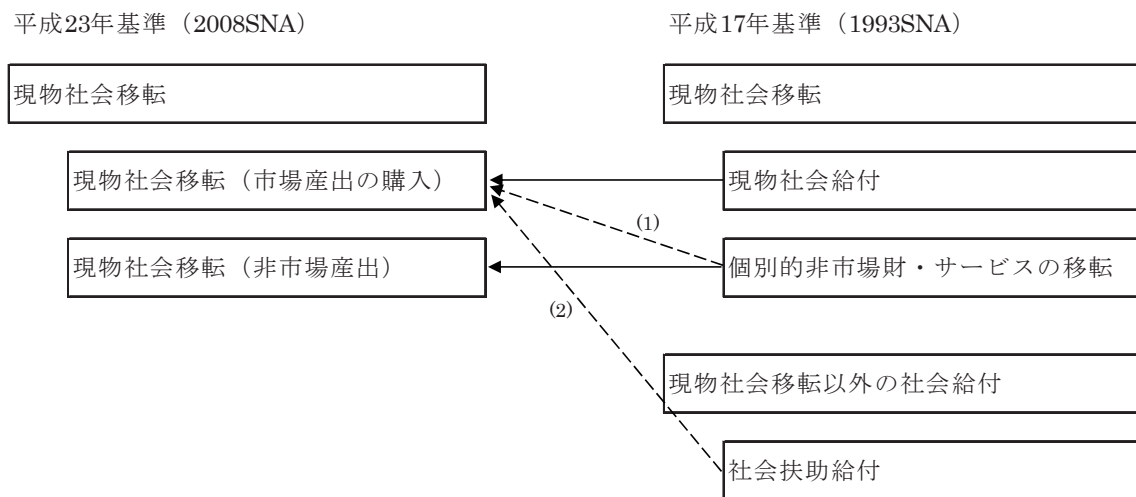
出典:内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016)「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について(平成23年基準版)」 図表 14 より引用。

<sup>10</sup> 生活保護法、障害者自立支援法等に基づく政府による医療費負担分を指す。

(2) 現物社会移転(市場産出の購入)

現物社会移転(市場産出の購入)は、一般政府が家計に現物の形で支給するために市場生産者から購入する財貨・サービスである。①社会保障制度の医療保険や介護保険における医療費、介護費のうち保険給付分、②公費負担医療給付、③義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者無賃乗車船の負担金が含まれており、これらは1993SNAにおいては、それぞれ①は現物社会移転のうち現物社会給付、②は現物社会移転以外の社会給付における社会扶助給付、③は現物社会移転のうち個別的な非市場財・サービスの移転に含まれていた。これらをまとめたものが以下の図になる。

巻末参考図4：現物社会移転の変化



- (1) 教科書購入費、戦傷病者無賃乗車船負担金
- (2) 公費負担医療給付

出典：内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016)「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について(平成23年基準版)」図表17より引用。

このほかには、企業年金の年金受給権の記録について、発生主義の考え方を貫徹するようになったことや、「日本私立学校振興・共済事業団共済業務勘定」が公的非金融企業から社会保障基金へと分類変更されたこと、国家公務員共済組合・同連合会、地方公務員共済組合・同連合会等の退職等年金経理が民間金融機関へと分類されたこと、「雇主の現実社会負担」や「(雇主の)帰属社会負担」の計上内容の変更がなされたことなどが、2008SNAへの改定に伴い生じた社会保障分野への影響である<sup>11)</sup>。

<sup>11)</sup> 企業年金の年金受給権や、「雇主の現実社会負担」および「(雇主の)帰属社会負担」の計上内容の変更については、中尾(2017)において詳しく解説がなされている。

参考資料

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016) 「国民経済計算の平成 23 年基準改定に向けて」

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016) 「2008SNA に対応した我が国国民経済計算について(平成 23 年基準版)」

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部(2016) 「平成 27 年度国民経済計算年次推計(平成 23 年基準改定値)」に係る利用上の注意について」

中尾隆宏(2017) 「我が国 SNA における確定給付型企業年金の記録方法の変更について」『季刊国民経済計算』平成 28 年度第 2 号

社会保障費用と関連統計等については、研究所ホームページにおいて、「社会保障研究資料」として随時公開し、その成果を蓄積させている。

[http://www.ipss.go.jp/site-ad/index\\_japanese/security.html](http://www.ipss.go.jp/site-ad/index_japanese/security.html)

4. ホームページ掲載表目次

【本報告書には掲載していないがホームページにて閲覧可能な統計表である】

第15表	社会保障給付費参考表1（他の社会保障制度）
第16表	社会保障給付費参考表2（介護保険）
第17表	社会保障給付費参考表3（制度間移転）
第18表	1世帯当たり社会保障費用
第19表	高齢者関係給付費の推移（1973～2015年度）
第20表	児童・家族関係給付費の推移（1975～2015年度）
第21表	制度別社会保障給付費の推移（1989～2015年度）
第22表	政策分野別社会支出の推移（項目別詳細）（1980～2015年度）
第23表	制度別・政策分野別社会支出の推移（1980～2015年度）
第24表	社会支出の国際比較（1980～2015年度）
第25表	社会支出の国際比較（対国内総生産比）（1980～2015年度）
第26表	社会支出の国際比較（対国民所得比）（1980～2015年度）
第27表	社会保障給付費収支表の推移（1989～2015年度）
第28表	制度別・機能別社会保障給付費（2015年度）
第29表	機能別社会保障給付費の推移（1994～2015年度）
第30表	ILO第19次調査による制度別社会保障財源（2015年度）
第31表	ILO第19次調査による社会保障財源の項目別推移（1994～2015年度） （参考統計）
参-1表	1人当たりの算出に用いた人口
参-2表	日本と諸外国の国内総生産の推移（1980～2015年度）
参-3表	日本と諸外国の国民所得の推移（1980～2015年度）
参-4表	日本と諸外国の高齢化率（65歳以上人口割合）の推移と将来推計
参-5表	日本と諸外国の失業率の推移
参-6表	租税負担および社会保障負担（国民所得比）の国際比較
参-7表	制度区分別国民医療費の年次推移

## 「利用者の皆様へ」

この社会保障費用統計の内容については、  
下記にお問い合わせください。

国立社会保障・人口問題研究所 企画部第3室

電話：03-3595-2985（直通）

FAX：03-3591-4912

ホームページ (<http://www.ipss.go.jp>)

平成27年度

## 社会 保 障 費 用 統 計

---

平成29年8月 発行

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-3

日比谷国際ビル6F

---